

**播磨町男女共同参画行動計画  
(改定)**

**平成 24 年 4 月**

**播 磨 町  
播磨町教育委員会**



# 目 次

## 1. 計画の概要

(1)	計画策定の背景	1
(2)	計画の位置づけ	1
(3)	計画の期間	1

## 2. 計画の基本理念 5

## 3. 目標と課題

### 目標 I 男女共同参画社会の基盤づくり 11

課題	1.	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	12
課題	2.	男女共同参画への意識改革と社会制度・慣行の見直し	15
課題	3.	男女共同参画に配慮した情報提供の推進	18

### 目標 II 男女共同参画の視点にたった教育・学習の推進 20

課題	4.	男女共同参画の視点にたった幼児教育の推進	21
課題	5.	男女共同参画の意識形成を促進する学校教育の推進	23
課題	6.	社会の変化に対応した多様な学習機会の充実	26

### 目標 III 家庭・地域における男女共同参画の促進・支援 29

課題	7.	家庭・地域における男女共同参画の促進	30
課題	8.	家庭と社会参画の両立支援	33
課題	9.	生涯を通じて安心して暮らせる生活環境の整備	37

### 目標 IV 就業の場における男女共同参画の促進・支援 41

課題	10.	職場における男女共同参画の促進	42
課題	11.	多様なライフスタイルに対応した就業環境の整備	44

### 目標 V 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶 46

課題	12.	暴力を許さない意識づくりの推進	47
課題	13.	相談体制の充実と安全確保	49
課題	14.	自立のための総合的な支援	53

目標 VI	さまざまな性的犯罪の防止と健康支援	56
課題 15.	さまざまな性的犯罪の防止	57
課題 16.	生涯にわたる女性の健康支援	59

## 4. 推進体制の確立

(1)	男女共同参画推進協議会（仮称）の設置	64
(2)	男女共同参画庁内推進委員会（仮称）の設置	64
(3)	計画推進のための連携強化	66
(4)	計画推進のための活動基盤の整備	67
(5)	計画の改定	67

## 5. 資料編

○用語解説	71
○男女共同参画社会基本法	74
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	77
○播磨町男女共同参画行動計画検討委員会設置要綱	86
○播磨町男女共同参画行動計画検討委員会委員名簿	87

## 計画書の見方

○具体的施策は、それぞれの目標・課題・基本的方向において以下のような形で示しています。

具体的施策	施策の説明	実施期間	担当部署
委員会・審議会等における男女格差の縮小	● 各種委員会・審議会等の男性・女性委員の比率が男女ともに40%を下回らないよう、女性の登用を推進します。	I 期	全グループ
	● 各種委員会・審議会における男性・女性委員の比率について制度化を検討します。	II 期	総務グループ

### 具体的施策

- ・ 具体的に実施する施策を示しています。

### 施策の説明

- ・ 具体的施策の内容を示しています。

### 実施期間

- ・ 事業に着手または事業を重点的に実施する時期を示しています。

— : 現在実施中のもの

I 期: 平成24(2012)年度~28(2016)年度に着手または重点的に実施する予定のもの

II 期: 平成29(2017)年度~33(2021)年度に着手または重点的に実施する予定のもの

III 期: 計画期間内に検討を行い、平成34(2022)年度以降に着手または実施を予定するもの

### 担当部署

- ・ 各施策の担当グループを示しています。



## 1. 計画の概要





# 1. 計画の概要

## (1) 計画策定の背景

国の「男女共同参画社会基本法」（平成 11 年）、県の「男女共同参画社会づくり条例」（平成 14 年）の施行を踏まえて、本町では、平成 14 年に「播磨町男女共同参画行動計画」（以下「前計画」という。）を策定し、計画に基づいて、男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな施策を進めてきました。

しかしながら、社会のさまざまな分野で固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会的性別（ジェンダー）は根強く、男性も女性もその個性と能力を十分に発揮しにくい状況が依然として残っています。

このような状況のもと、前計画が平成 23 年度で終了することや、少子高齢化や人口減少社会の本格化、社会経済情勢の変化などに対応するため、計画の改定が必要となりました。

そこで、前計画を踏まえて、男女が互いにその人権を尊重し責任も分かち合い、性別にかかわらず、仕事や家庭生活など、さまざまな活動において、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、このたび「播磨町男女共同参画行動計画（改定）」を策定しました。

## (2) 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「第 4 次播磨町総合計画」に基づいて、本町における男女共同参画社会の促進と施策を計画的に推進するため、取り組むべき課題と実践すべき施策の方向性を示したものです。

また、本計画は行政、住民、企業、各種団体などさまざまな主体が連携して取り組むことを基本的な考え方としており、本計画の趣旨に沿ってすべての主体が自主的に取り組むことを推進します。

特に「目標 V 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年）」第 2 条の 3 第 3 項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町基本計画）」とします。

## (3) 計画の期間

計画の期間は、平成 24（2012）年度から平成 33（2021）年度までの 10 年間とします。

なお、計画の進捗状況及び国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応した施策を適切に推進するため必要に応じて見直しを行い、計画の積極的・効果的な推進を図るものとします。





---

## 2. 計画の基本理念

---





## 2. 計画の基本理念

男女共同参画社会を実現していく上で、私たちの中に長い時間をかけて形成されてきた社会的性別（ジェンダー）やそれに伴う固定的役割分担意識は大きな障害となっています。こうした意識は私たちの生活のあらゆる場面で大きな影響を及ぼしています。

したがって、男女共同参画社会を実現するためには、これまでの意識を見直し、すべての人が人権尊重の意識を再確認することで、自らの意思で自由な選択が可能となる社会を築いていく必要があります。

また、男女共同参画に関する課題は幅広く、個人の取組だけではすべての課題に対応することはできません。行政を中心として住民、企業、各種団体などあらゆる主体の自立した活動と協働によって積極的に取り組むことが重要といえます。

一方、将来にわたって男女共同参画社会を継続していくために教育は欠かせないものです。とりわけ、次世代を担う子どもたちに男女共同参画の意識を根付かせることが重要です。そのため、これまでの教育のあり方を見直すとともに、子どもたちの教育にかかわる世代に対しても意識改革を進め、今後の社会へ男女共同参画を浸透させるための基盤を形成していく必要があります。

以上のような認識にたち、本計画の基本理念として次の3つを定めました。

### 基本理念(1) 男女の人権が尊重され、自由な選択が可能となる社会の実現

男女共同参画社会とは、すべての男女が自らの個性と能力を十分に発揮することのできる社会です。こうした社会を実現していく上で最も重要なことは、すべての人が人権尊重の意識を持つことです。

人権尊重の意識は「日本国憲法」や「男女共同参画社会基本法」をはじめ日本のさまざまな法律や制度において最も根底にある考え方です。「日本国憲法」ではあらゆる人の「自由」・「平等」を保障しています。また、「男女共同参画社会基本法」では男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目標としています。

こうしたことを踏まえ、本町においても、男女の人権が等しく尊重され、男女とも自らの意志で自由な選択や行動が可能となる社会づくりを目指します。

## 基本理念(2) 自立と協働による男女共同参画社会の形成

現在の日本の社会制度や慣行は、私たちの中に長い時間をかけて形成されてきた社会的性別（ジェンダー）やそれに伴う固定的役割分担意識に大きな影響を受けており、実質的に男女共同参画形成に影響を及ぼす社会制度や慣行も依然として残っています。

こうした社会制度や慣行は、社会のあらゆる場において男女の活動を規定し、自らの意志による自由な選択の機会を奪ってきました。

家庭や職場をはじめ生活のあらゆる場において男女共同参画を実現するためには、これまでの社会制度や慣行の要因となってきた私たちの意識を見直し、すべての人が男女共同参画社会に対して共通の認識を持ち、個人として自立した積極的な取組を行うとともに、お互いにコミュニケーションをとりながら課題の解決に向けて協働していくことが重要です。

こうしたことを踏まえ、本町ではすべての主体の自立した活動と協働を促進し、あらゆる場における男女共同参画社会の形成を目指します。

## 基本理念(3) 男女共同参画の次世代へとつなぐ基盤づくり

男女共同参画社会は、これからの社会像として次世代に受け継がれていかなければなりません。そのためには、子どもから大人まですべての人に男女共同参画の意識を浸透させるための教育や学習機会の提供を行う必要があります。

特に、子どもの頃の家庭環境や学校教育は私たちの人格や意識形成に大きな影響を及ぼすものです。そのため、家庭や学校における子どもたちへの教育が果たす役割は非常に重要であるといえます。

また、男女共同参画に関する意識や知識を社会全体に浸透させるためには、大人に対しても継続的な学習機会の提供を行っていく必要があります。

こうしたことを踏まえ、本町では、男女共同参画を子どもから大人まで幅広く浸透させるための教育や学習機会を充実させ、男女共同参画社会が次世代に受け継がれていくための基盤づくりを目指します。



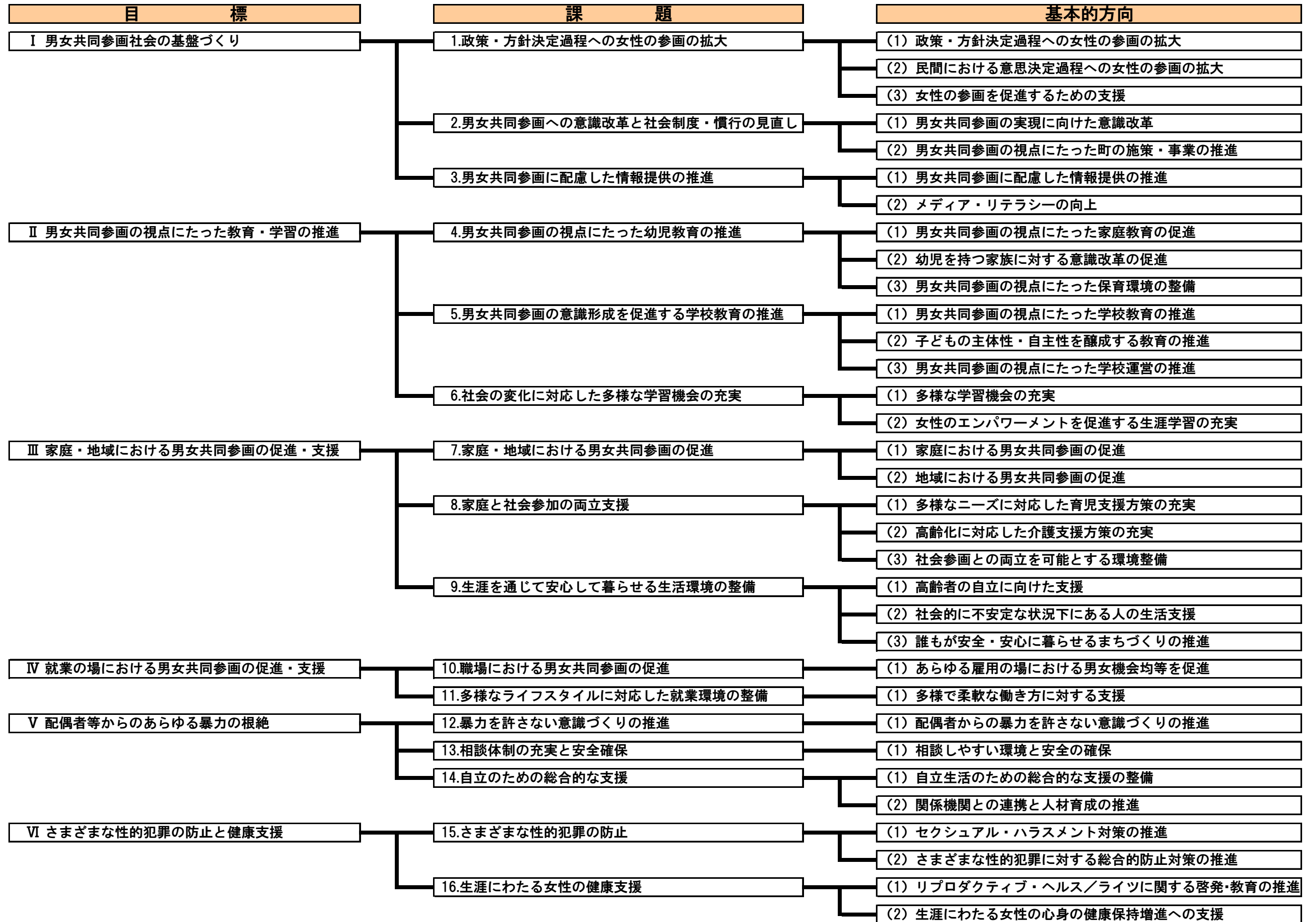
---

### 3. 目標と課題

---



計  
画  
の  
体  
系  
図





# 目標 I

## 男女共同参画社会の基盤づくり

男女共同参画社会とは、性別にかかわらず、お互いがお互いの人権を尊重し、利益も責任も分かち合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮することのできる社会です。

しかし、固定的役割分担意識は依然として残っており、女性も男性もその生き方を狭められてきたといえます。

私たちすべてが積極的に現在の男女のあり方を見直し、男女共同参画の実現に向けた取組を行っていくことで、固定的役割分担意識にとらわれず、お互いの課題と認識する取組が必要です。

しかし、男女共同参画に関する認識・意識は不足しているのが現状で、社会全体が協力して男女共同参画を推進していくための基盤ができていないとは言えません。そのため、男女共同参画に関する情報を提供し、男女の現状やあり方について自ら考えることができる機会を作るとともに、主体的な取組を促進するための啓発活動を継続していく必要があります。

### 課題

1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
2. 男女共同参画への意識改革と社会制度・慣行の見直し
3. 男女共同参画に配慮した情報提供の推進

# 課題 1

## 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

男女共同参画社会の実現には、国や地方公共団体における政策や民間の各種団体・企業における方針の決定過程において、女性がかかわる機会が確保されることが必要不可欠であると「男女共同参画社会基本法」の第5条にも明記されています。

現在の社会における制度・慣行が形成されてきた背景には、政策や方針等を決定する場に女性の参画が少なく、女性の意見や考え方が反映されてこなかったことに大きな要因があります。そのため、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は男女共同参画の推進のためにはなくてはならない条件です。

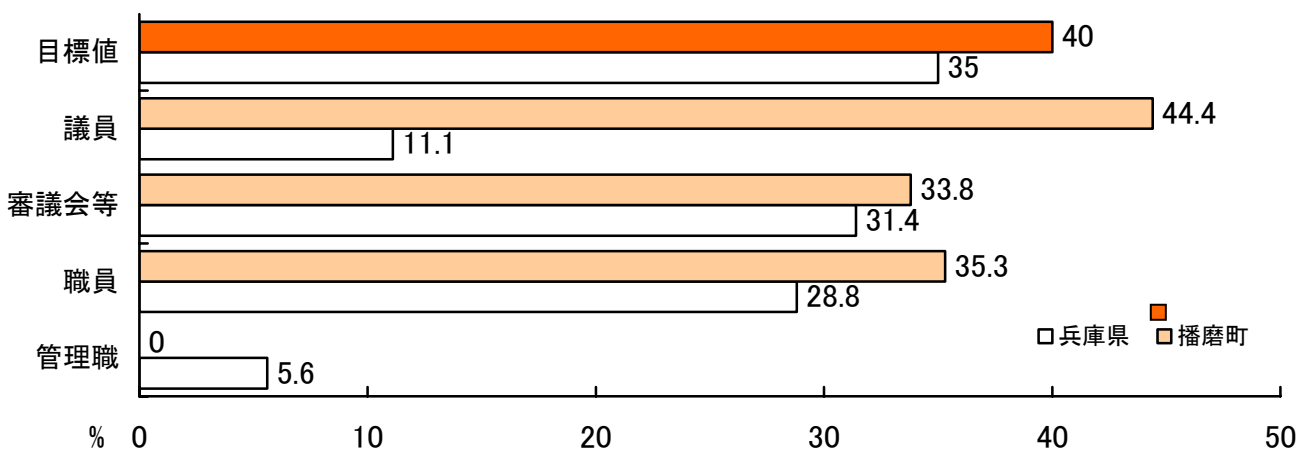
近年、本町における女性の参画は進展し、一部の委員会や審議会については国の目標を達成しているものの、町の管理職等における女性の割合は低い水準にあるといえます。

そのため、女性の意見や考え方を今後の町の施策などに反映させることができるよう、女性委員や女性管理職の割合をより一層拡大していく必要があります。

また、町内の各種団体・企業に対しても、方針決定の場における女性の参画を拡大するよう呼びかけ、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に取り組むことを求めていく必要があります。

播磨町では女性の参画が進んでいます。

### ■ 播磨町における女性の参画状況



○兵庫県男女共同参画白書（平成23年3月31日現在）

## 基本的方向(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

町及び関係機関における方針・施策の決定・立案に女性の意見や考え方を反映させるため、委員会・審議会や管理職等における女性の割合の拡大を推進します。

また、男女共同参画に配慮した町政となるよう職員に対する啓発活動を行います。

具体的施策	施策の説明	実施期間	担当部署
委員会・審議会等における男女格差の縮小	● 各種委員会・審議会等の男性・女性委員の比率が男女ともに40%を下回らないよう、女性の登用を推進します。	I期	全グループ
	● 各種委員会・審議会における男性・女性委員の比率について制度化を検討します。	II期	総務グループ
女性職員の管理職への登用の促進	● 男女の区別なく能力を発揮できるよう、職務に関する知識や経験の向上を目的とした研修の実施や情報の提供を推進します。	I期	総務グループ
男女共同参画に配慮した町政の推進	● セクシュアル・ハラスメントに関する職員への啓発活動を行い、女性職員が働きやすい職場環境の整備を推進します。	～II期	総務グループ
	● さまざまな施策について計画立案段階から女性の意見が反映されるよう、庁内体制の整備を推進します。	II～III期	全グループ
	● 男女共同参画の視点にたった町政となるよう、職員に対して、女性に関する問題や男女共同参画に関する研修の実施や情報の提供を推進します。	I期	総務グループ
	● 所掌事務及び職域の見直し及び拡大を推進します。	II期	全グループ

## 基本的方向(2) 民間における意思決定過程への女性の参画の拡大

各種団体・企業においても女性の参画を促進するため、各種団体・企業に対して、情報提供や啓発活動を行い、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を支援する施策を推進します。

具体的施策	施策の説明	実施期間	担当部署
各種団体・企業への啓発	● 意思決定過程への女性の参画を推進するよう、各種団体・企業に対し情報提供や啓発活動を推進します。	I 期	生涯学習グループ
	● 性別における就業上の差別を行わないよう、各種団体・企業に対して啓発活動を推進します。	I 期	
積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の支援	● 意思決定過程への女性の参画に関する事例等の情報提供を行い、各種団体・企業の積極的改善措置への取組を促進します。	I 期	生涯学習グループ

## 基本的方向(3) 女性の参画を促進するための支援

あらゆる意思決定過程への女性の参画を促進するため、女性の人材に関する情報整備や情報提供、女性リーダーの育成事業などを推進します。

具体的施策	施策の説明	実施期間	担当部署
女性の参画や人材に関する情報収集・情報提供	● 女性の参画事例について情報収集・情報提供を推進します。	I 期	生涯学習グループ
	● 女性の人材に関する効果的な情報提供のため、女性人材データベースの構築等を検討します。	Ⅲ期	
女性人材の育成	● あらゆる場面でリーダーとなれる女性の育成のため、講座や研修などの女性リーダーの育成事業を推進します。	Ⅱ期	生涯学習グループ

## 課題 2

### 男女共同参画への意識改革と社会制度・慣行の見直し

---

現在、私たちの中にある社会的性別(ジェンダー)やそれに伴う男女の固定的役割分担意識の変革は、男女共同参画社会を実現するために最も重要なことです。

男女格差の現状や男女共同参画に関する適切な情報提供を行い、住民の男女共同参画に関する認識を深め、あらゆる場における男女の役割分担の正しい理解につとめる啓発活動を行う必要があります。

また、国では税や社会保障制度等について男女共同参画の視点から見直しが行なわれており、本町においても施策や事業などを男女共同参画の視点から引き続き見直すことが必要です。

## 基本的方向(1) 男女共同参画の実現に向けた意識改革

すべての住民が男女共同参画の意識を持って男女共同参画に取り組むことができるよう、男女共同参画に関する啓発活動や自主的取組に対する支援を推進します。

また、男女共同参画にかかわる法令等についても住民への情報提供を推進します。

具体的施策	施策の説明	実施期間	担当部署
多様な媒体を通じた啓発活動の推進	● 男女共同参画を広く住民に浸透させるため、ホームページ、町の広報紙などで多様な情報提供を促進します。	I 期	企画グループ
	● 各種団体・企業に対しても男女共同参画についての認識を深めてもらうよう啓発活動を推進します。	I 期	生涯学習グループ
	● 町内で活動するボランティア団体等に協力を呼びかけ、事例収集や情報発信をお願いするなど、地域社会における男女共同参画の意識改革を促進します。		
	● 男女共同参画週間等にあわせたイベントの実施などの啓発活動を推進します。		
男女共同参画に関する学習機会の充実	● 兵庫県立男女共同参画センター・イーブンや、近隣市の男女共同参画センター、ボランティア団体等と連携し、男女共同参画に関する講座、セミナー等の参加、参画を推進します。	～Ⅱ期	生涯学習グループ
男女共同参画に関する学習スペースの整備	● 女性に関する問題や男女共同参画に関するさまざまな資料（書籍、資料、ビデオなど）を揃えた気軽に利用できる学習スペースの整備を検討します。	～Ⅱ期	生涯学習グループ
法令等の理解の促進	● 男女共同参画に関するさまざまな法律について、法識字（リーガル・リテラシー）の育成のための講座、セミナー等の開催を推進します。	～Ⅱ期	生涯学習グループ
	● 住民の意識を深めるため、法制度に関する情報提供を推進します。	I 期	

## 基本的方向(2) 男女共同参画の視点にたった町の施策・事業の推進

男女共同参画に配慮した町政となるよう、本町で実施している事業や施策について男女共同参画の視点を取り入れます。

具体的施策	施策の説明	実施期間	担当部署
町の施策・事業に男女共同参画の視点の取り入れ	● 本町で実施している施策や事業について、男女共同参画の視点を取り入れます。	～Ⅱ期	全グループ
	● 国や県が整備する制度などを町政に速やかに反映できるように情報収集を推進します。	—	生涯学習グループ

### 課題 3

## 男女共同参画に配慮した情報提供の推進

私たちが抱いている男性像・女性像は、新聞、テレビ、雑誌などのメディアに大きな影響を受けていると考えられています。

メディアは男女共同参画にかかわるさまざまな情報を広く伝達できる効果を持つ一方で、社会的性別（ジェンダー）に基づく社会像や女性の性的側面のみを強調した内容を伝達することもあるなどの欠点も持っています。

そのため、メディアに対して男女共同参画に配慮した自主的な取組を行うよう啓発活動を行うとともに、情報の受け手が「メディアによってもたらされる情報を主体的に読み解き、発信していく能力」（メディア・リテラシー）を身につけることができるよう教育を行っていく必要があります。

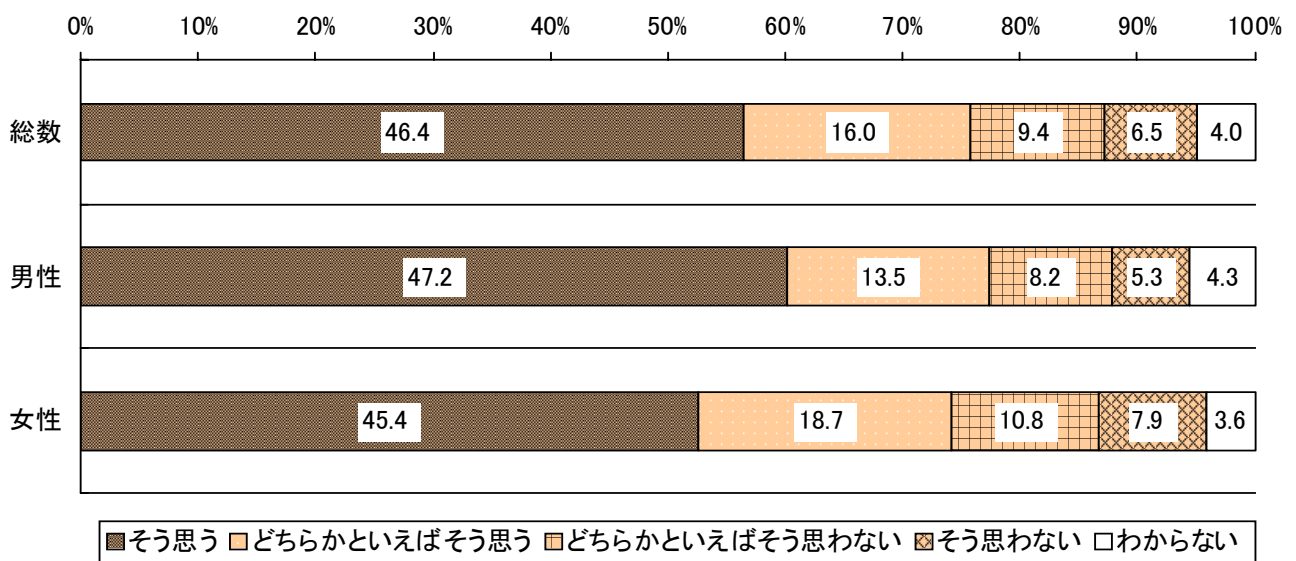
なお、全国的なメディアへの啓発活動は国が基本計画で位置づけて推進しているため、本町においては、町及び町内の各種団体・企業に対する啓発活動を重点的に行っていく必要があります。

現在、私たちの中にある社会的性別（ジェンダー）やそれに伴う男女の固定的役割分担意識の変革は、男女共同参画社会を実現するために最も重要なことです。

多くの人がメディアの性・暴力表現について問題を感じています。

#### ■メディアの性・暴力表現についての考え方

（メディアにおける性・暴力表現について、問題があると思うか聞いたところ）



○「男女参画社会に関する世論調査」（平成 21 年／内閣府）



## 基本的方向(1) 男女共同参画に配慮した情報提供の推進

町の広報・出版物等において男女共同参画に配慮した情報発信がなされるよう配慮するとともに、各種団体・企業に対する啓発活動を推進します。

また、関係機関と連携し地域の有害な環境の浄化に努めます。

具体的施策	施策の説明	実施期間	担当部署
町の広報・出版物等における配慮	● 町の広報・出版物等における男女共同参画に配慮した表現を推進します。	I～II期	全グループ
各種団体・企業に対する啓発	● 各種団体・企業の情報発信において、男女共同参画に配慮した表現がなされるよう啓発活動を推進します。	I期	生涯学習グループ
有害な看板、チラシ、図書に対する対策の強化	● 警察などへ現行法令の適用などによる有害な図書等への対策の強化を要請します。	I期	学校教育グループ
	● ボランティア団体等と連携し、有害な看板やチラシの撤去など地域の環境浄化を推進します。	II期	生涯学習グループ

## 基本的方向(2) メディア・リテラシーの向上

住民がメディアから得る情報を主体的に読み解いていく能力を育成するため、メディア・リテラシーに関する啓発活動を推進します。

具体的施策	施策の説明	実施期間	担当部署
メディア・リテラシーの向上	● 生涯学習の場において、メディア・リテラシーに関する講座、セミナー等の開催を推進します。	I期	生涯学習グループ
	● 学校教育の場において、メディア・リテラシーに関する教育を推進します。	I期	学校教育グループ

## 目標 II

### 男女共同参画の視点にたった教育・学習の推進

男女共同参画社会を実現する上で、すべての人が男女共同参画に関して共通の認識をもつことは必要不可欠なことです。そのためには、家庭、学校、地域における教育・学習の果たす役割が極めて重要です。

現在、私たちが抱いている社会的性別（ジェンダー）やそれに伴う男女の固定的役割分担意識は、子どもの頃から周辺環境や教育によって無意識のうちに形成されたものです。とりわけ、家庭や学校における教育はこうした意識の形成に大きな影響を与えてきました。

したがって、男女共同参画社会を定着させるには、子どもたちに対して誰もがそれぞれの生き方が実現できるような教育を学校園、家庭、地域で推進する必要があるといえます。

一方、こうした教育を推進するには、教育にかかわる世代も男女共同参画に関する学習をすることが必要です。そのためには、男女共同参画に関する学習機会を充実させていかなければなりません。

生涯学習に対するニーズは多様化してきています。すべての男女があらゆる分野に参画することができる社会を築く上でも、生涯学習を振興し、多様な学習機会の充実を図る必要があります。とりわけ、これまで社会への参画を制限されてきた女性のエンパワメントを促進するための学習機会の充実を図らなければなりません。

#### 課題

4. 男女共同参画の視点にたった幼児教育の推進
5. 男女共同参画の意識形成を促進する学校教育の推進
6. 社会の変化に対応した多様な学習機会の充実

## 課題 4

### 男女共同参画の視点にたった幼児教育の推進

子どもにとって最も身近な存在である家族からの教育や家族の生活態度は、子どもたちの意識形成に大きな影響を与えています。

そのため、子どもの教育にかかわる家族が男女共同参画の意識を持って子育てを行うとともに、男女共同参画の視点にたった家庭環境を築いていく必要があります。

また、幼児教育の一翼を担う幼稚園や保育園における保育のあり方についても検討を重ね、男女共同参画の視点にたった保育を推進していく必要があります。

#### 基本的方向(1) 男女共同参画の視点にたった家庭教育の促進

幼児期から男女共同参画の意識形成を図るため、各家庭において男女共同参画の視点にたった家庭教育を行うよう啓発活動を推進するとともに、必要な情報提供などの支援を推進します。

具体的施策	施策の説明	実施期間	担当部署
男女共同参画の視点にたった家庭教育の促進	● 多様な媒体を通じて、家庭における男女共同参画の視点にたった教育を行うよう啓発活動を推進します。	～Ⅰ期	生涯学習グループ
	● 男女共同参画の視点にたった幼児教育に関する講座、セミナー等の開催を推進します。	～Ⅱ期	
男女共同参画の視点にたった家庭教育の支援	● 家庭教育啓発事業に関する情報提供や啓発活動を推進します。	～Ⅰ期	学校教育グループ
	● ボランティア団体と連携して地域に密着した家庭教育事業を推進します。	Ⅱ期	学校教育グループ
	● 多くの親が講座や研修に参加できるよう、町やボランティアが主体となった子どもの一時保育を推進します。	Ⅰ～Ⅱ期	福祉グループ
子育てに関する相談機能の充実	● 専任の相談員の複数設置、保健師、児童福祉の職員など各機関の連携を図る子育て相談室の創設と相談体制の充実を図ります。	Ⅰ期	福祉グループ
	● 民生委員児童委員に対する研修等を実施し、地域における相談体制の充実を図ります。	Ⅰ期	福祉グループ

## 基本的方向(2) 幼児を持つ家族に対する意識改革の促進

子どもが男女共同参画の視点にたった環境でのびのびと育つように、家族に対する意識改革を促進します。特に、子育てや男女共同参画に関する認識を深めるために男性や高齢者を対象に意識改革を促進します。

具体的施策	施策の説明	実施期間	担当部署
男性・高齢者に対する意識改革の促進	● 男性・高齢者を対象とした男女共同参画に関する講座、セミナー等を開催するとともに、参加を促す啓発活動を推進します。	Ⅱ期	生涯学習グループ
	● 乳幼児を持つ父親を対象とした子育てに関する情報提供を推進します。	～Ⅱ期	すこやか環境グループ 福祉グループ

## 基本的方向(3) 男女共同参画の視点にたった保育環境の整備

幼児教育の一翼を担う幼稚園や保育園、その他民間の託児所などにおける男女共同参画の視点にたった保育環境の整備を推進します。

具体的施策	施策の説明	実施期間	担当部署
幼稚園や保育園における保育環境の整備	● 幼稚園の教諭や保育園の保育士に対して、男女共同参画の視点にたった保育が実践されるよう研修会等を引き続き実施します。	—	福祉グループ 学校教育グループ
民間の託児所などに対する啓発活動	● 民間の託児所などに対して、男女共同参画の視点にたった保育環境を整備するよう啓発活動を推進します。	Ⅱ期	福祉グループ

## 課題 5

### 男女共同参画の意識形成を促進する学校教育の推進

教育は男女共同参画の意識形成に大きな影響を及ぼすものであり、とりわけ、学校は知識の習得だけでなく子どもたちの人格形成の点でも非常に影響の大きい場となっています。

また、男女共同参画の視点にたった学校教育を推進していく上で、教職員の意識と行動も大きな影響を持っています。そのため、教職員の意識改革や管理職への女性の登用を促進するなど、学校における方針決定過程への女性の参画を推進する必要があります。

#### 基本的方向(1) 男女共同参画の視点にたった学校教育の推進

男女共同参画の視点にたった学校教育を推進するに当たり、これまでの教育上の慣行について見直しを進めるとともに、人権尊重や男女共同参画の意識形成のための人権教育を推進します。

具体的施策	施策の説明	実施期間	担当部署
人権尊重・男女共同参画の視点にたった教育の推進	● 人権尊重・男女共同参画の視点にたった資料の作成・配布を行うなど、人権教育を推進します。	I 期	生涯学習グループ
気づかない教育慣行の見直し	● 男女共同参画の視点にたった副読本や教育手引書等の活用を推進します。	I 期	学校教育グループ
女性に関する問題及び男女共同参画に関する資料の充実	● 女性に関する問題や男女共同参画に関する資料や図書の収集を推進し、子どもが自ら学べる環境の整備を推進します。	II 期	生涯学習グループ

## 基本的方向(2) 子どもの主体性・自主性を醸成する教育の推進

子どもたちが性別にとらわれず、主体的に社会に参画していく能力（自己表現能力：コミュニケーション能力）の育成を図ります。また、さまざまな体験学習機会の提供や子どもたちの主体的な活動の支援を推進します。

具体的施策	施策の説明	実施期間	担当部署
多様な社会教育の実践	● さまざまなテーマに関する体験学習の実施を推進します。	—	学校教育グループ
	● 体験労働機会の提供など、勤労観や職業観を育成する教育（トライやるウィーク等）を推進します。	—	
	● ボランティア活動への参加を促進します。	—	
自己表現能力（コミュニケーション能力）の育成	● 学校教育のさまざまな場面で、自己表現能力（コミュニケーション能力）の育成を図ります。	—	学校教育グループ
自主的活動の促進	● 校外活動に関する機会や情報の提供を通じて、子どもの自主的な活動を促進します。	—	学校教育グループ
	● 町内外の子どもの自主的な活動事例について、情報収集・情報提供を推進します。	—	

## 基本的方向(3) 男女共同参画の視点にたった学校運営の推進

学校における男女共同参画を推進するため、学校長をはじめとする教職員や教育関係者が男女共同参画の理念を理解した上で、子どもたちへの教育・指導を行えるよう、研修などの啓発活動を推進します。

また、女性職員に対するセクシュアル・ハラスメントの防止のための啓発活動や女性職員の管理職への登用など学校における職場環境の改善を推進します。

具体的施策	施策の説明	実施期間	担当部署
教職員の意識改革の促進	● 教職員を対象とした男女共同参画に関する研修機会の充実を図ります。	—	学校教育グループ
	● 教職員の男女共同参画の視点にたった教育に関する認識を深め、男女共同参画の視点にたった教育手引書等の活用を検討します。	I 期	
	● 学校内のセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発活動を推進します。	—	
職員の採用方針の改善	● 女性の管理職を増やすため、女性職員に対する啓発活動（管理職試験の受験の奨励）や研修機会の提供を推進します。	—	学校教育グループ
	● 教職員の男女比率の格差の解消を推進します。	—	
性別にとらわれない進路・就職指導の実践	● 主体的な進路選択のための情報や体験学習機会の提供を推進します。	—	学校教育グループ
	● 個性を重視した進路・就職指導が行われるよう、教職員に対する指導を引き続き実施します。	—	
学校教育に対する相談機能の充実	● 特別支援学校や関係機関などと連携を図り、学校教育に関する相談体制の充実を図ります。	I 期	学校教育グループ



## 課題 6

### 社会の変化に対応した多様な学習機会の充実

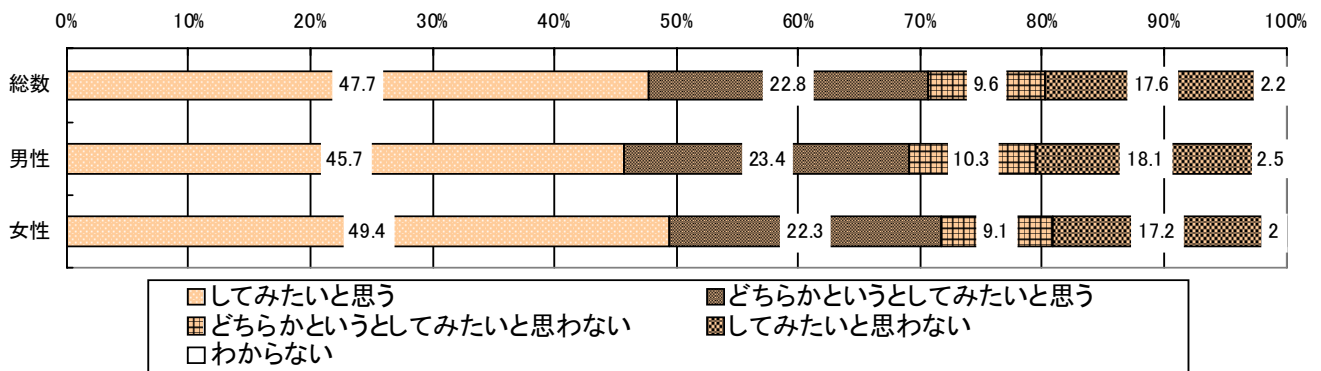
子どもたちの教育に直接携わるものだけではなく、すべての人に対して男女共同参画に関する啓発活動や人権教育を行うことは重要なことです。しかし、すでに学校教育を終えた世代が学習をする機会を得ることは非常に難しく、社会における学習機会の充実が必要となります。

また、近年の高度化した社会に対応するための多様な学習機会を求める声も一層強くなってきており、多様なニーズに対応した学習機会の充実を図ることが必要となります。

一方、情報通信の進展による男女の情報活用能力に格差を生じさせないような学習機会の提供や学習活動に対する支援を行うことも必要です。特に、女性は社会へ出る機会を制限されてきたことで社会の中での学習機会を奪われていました。そのため、女性の社会進出の拡大を図る上でも、女性のエンパワーメントを促進する学習機会の提供や支援を行っていくことが必要です

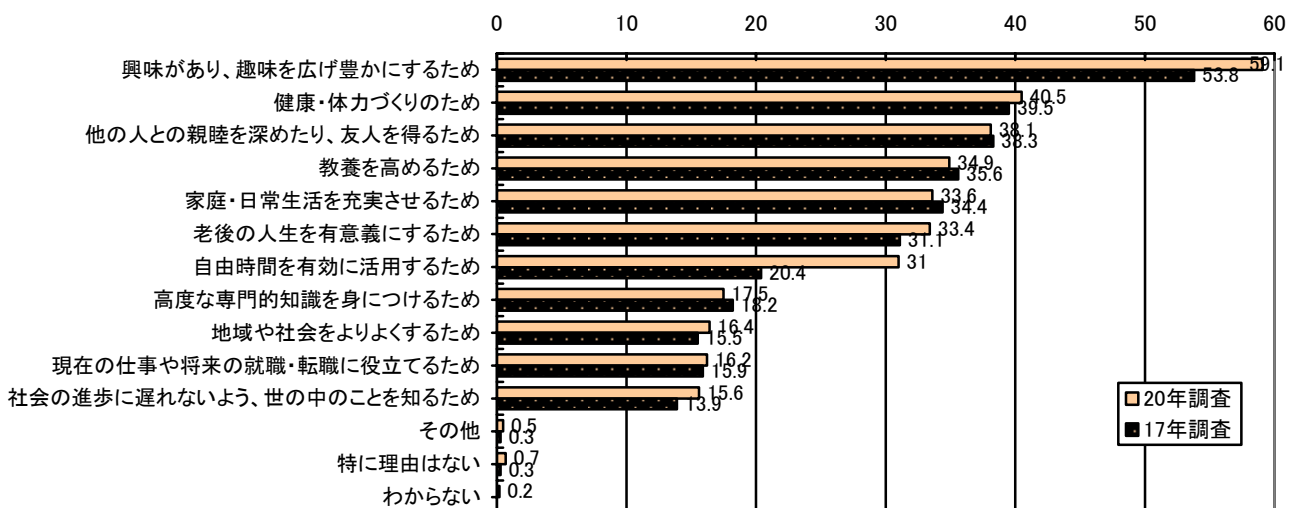
男女ともに7割近くの人が生涯学習をしてみたいと考えています。

#### ■生涯学習の現状と意向



○生涯学習に関する世論調査（平成20年／内閣府）

#### ■生涯学習の意向（してみたいテーマ）



○生涯学習に関する世論調査（平成17・20年／内閣府）



## 基本的方向(1) 多様な学習機会の充実

男女共同参画に関する理解を促進するため、学習機会の充実や学習方法の検討に努め、特に、地域でのリーダーとなる人材の育成、若い世代や高齢者への学習機会の提供を推進します。

具体的施策	施策の説明	実施期間	担当部署
多様な学習機会の充実	● 生涯学習計画の策定や生涯学習プログラムの開発に努めます。	—	生涯学習グループ
	● 幅広いテーマに関する、多様な学習機会の提供を推進します。	—	
	● 生涯学習の方法に関する情報収集により、効果的な学習方法を検討します。	I期	
	● 多くの住民が参加できるように、開催日時、開催場所の多様化を推進します。	—	
学習機会への参加支援	● 学習機会への参加を促すため、一時保育や一時介護などの支援体制の整備を促進します。	—	福祉グループ
自主的学習活動の支援	● 女性に関する問題や男女共同参画に関するさまざまな資料（書籍、資料、ビデオなど）を揃えた気軽に利用できる学習スペースの整備を検討します。	～Ⅱ期	生涯学習グループ
	● 自主的な学習活動を行う団体の活動実態を把握し、住民への情報提供を推進します。	—	
住民の主体性を醸成する機会の充実	● 各種スポーツ事業を推進するとともに、自主的な健康管理に関する啓発活動を推進します。	—	生涯学習グループ
	● 多様なテーマの体験学習機会の充実を図ります。	—	
高度情報化に対応した学習の推進	● 高度情報化に関する学習機会、体験機会の提供を推進します。	—	生涯学習グループ 企画グループ

## 基本的方向(2) 女性のエンパワーメントを促進する生涯学習の充実

女性のエンパワーメントを促進するため、女性を対象とした生涯学習機会の充実を図ります。また、女性の自主的な学習活動に対してさまざまな支援を推進します。

具体的施策	施策の説明	実施期間	担当部署
女性のエンパワーメントの促進	● 女性のエンパワーメントを促進する学習機会の提供を推進します。	—	生涯学習グループ
	● 女性のニーズにあった学習情報の提供を推進します。	—	
女性の自主的な学習活動の支援	● 女性の学習グループに対する情報・資料の提供など、自主的活動に対する支援を推進します。	—	生涯学習グループ
	● 町内外の女性グループ間の学習交流を促進します。	—	
	● 女性リーダーの育成事業を推進します。	—	

## 目標 Ⅲ 家庭・地域における男女共同参画の促進・支援

依然として、育児や介護など家事の多くは女性が担っており、これまでの社会ではそれが当たり前のものでされてきました。また、高齢化の進展によって介護を必要とする高齢者が一層増加するなど、女性の負担がさらに増加することが懸念されています。

今後、家庭における女性の過度の負担を軽減するためにも、公的サービスの利用や各家庭において現在の役割分担を見直し、育児・介護など家事全般を家族全員が協力して担っていくことが必要で、とりわけ、男性の家庭への参画を促進する必要があります。また、個々のライフスタイルの多様化に対応するため、育児・介護などを地域社会全体で担っていく仕組みなど、家庭と社会参画との両立を支援する取組も必要です。一方、地域活動においても、その内容によって男女のかかわり方に格差があるのが現状で、地域における男女の役割分担についても、家庭と同様に見直しを行うことが必要であるといえます。

家庭や地域への男性の参画を促進することは、女性の負担軽減や社会進出の促進だけではなく、男性にとっても仕事以外の経験や価値観を得る上で非常に重要なことであるといえます。

他方、すべての人が自由に生き生きと活動するためには生涯を通じて安定した生活を送れる環境が欠かせません。そのため、高齢者や障がい者など自立した生活を送ることが難しい方々への支援や安全かつ安心して暮らせるまちづくりなど、社会福祉や生活環境の充実を図る必要があります。

### 課題

7. 家庭・地域における男女共同参画の促進
8. 家庭と社会参画の両立支援
9. 生涯を通じて安心して暮らせる生活環境の整備

## 課題 7

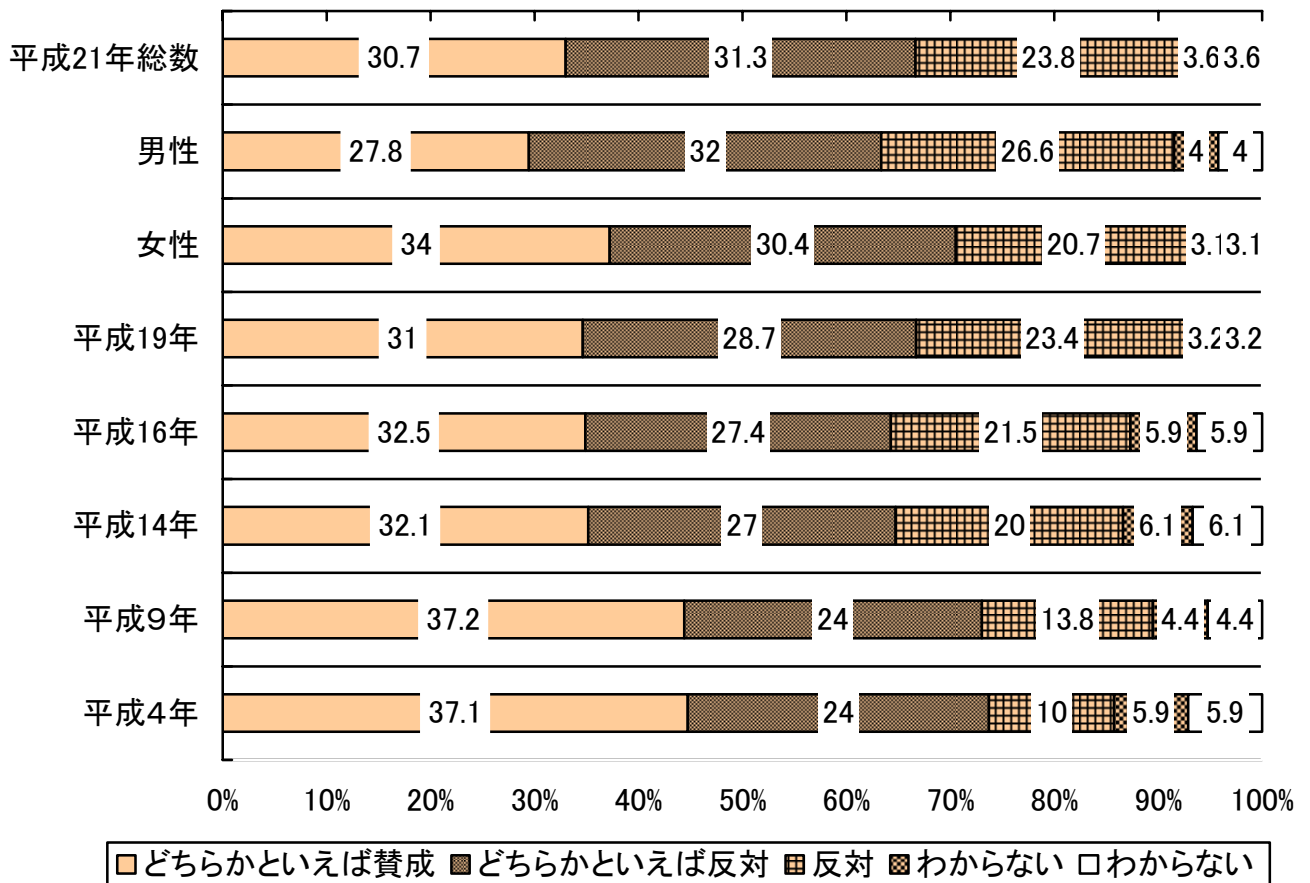
### 家庭・地域における男女共同参画の促進

家庭は私たちの生活の基盤となっていますが、男性が家事や育児等に費やす時間は欧米に比べて少なく、女性が過重な負担を背負っているのが現状です。また、地域活動においても、その内容によって男女のかかわり方に偏りがあり、家庭や地域社会における男女のあり方・役割分担について見直す必要があります。

また、子どもは家族の姿を見て育つため、男女が共に協力して家庭をささえることが当然という意識を育むためにも、特に、家庭内における男女共同参画を促進していく必要があります。

夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという  
役割分担意識は低下しています。

■夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるか



○男女参画社会に関する世論調査（平成4・9・14・16・19・21年／内閣府）

## 基本的方向(1) 家庭における男女共同参画の促進

家庭における固定的役割分担を見直し、男女が共に協力し合い、また、それぞれが責任を持って家庭を築いていくために、男女共同参画の意義やコミュニケーションのあり方などについて多様な啓発活動を推進します。

特に、これまで家庭へのかかわりが希薄だった男性の積極的な参画を促進します。

具体的施策	施策の説明	実施期間	担当部署
家庭における男女共同参画の促進	● 家庭における役割分担を見直すよう多様な媒体による啓発活動を推進します。	I 期	生涯学習グループ
	● 家庭における男女共同参画に関する情報収集・情報提供を推進します。	I 期	

## 基本的方向(2) 地域における男女共同参画の促進

男女が共に地域社会の発展をささえる対等な一員として住み良い地域づくりに貢献することができるよう、地域活動に関する啓発活動を推進します。また、地域活動への積極的な参画と主体的な活動を促進するため多様な支援を推進します。

具体的施策	施策の説明	実施期間	担当部署
地域活動の促進・支援	● 地域活動のテーマ、活動状況などの情報提供を推進し、地域活動の活性化を促進します。	Ⅱ期	住民グループ 生涯学習グループ
	● 性別により参加者に偏りのある地域活動について、性別の偏りを少なくするよう啓発活動を推進します。	Ⅰ期	住民グループ 生涯学習グループ
	● 民生委員児童委員の機能強化、地域のリーダー育成事業を推進し、地域活動の活性化、高度化を促進します。	Ⅱ期	福祉グループ 生涯学習グループ
	● 地域活動のリーダーを対象とした男女共同参画に関する研修会等を実施し、住民への男女共同参画意識の浸透を促進します。	Ⅱ期	住民グループ 生涯学習グループ
ボランティア活動の活性化	● 女性の活動グループに対する経済的支援、資料提供などにより、地域活動の活性化を促進します。	Ⅱ～Ⅲ期	生涯学習グループ
	● 社会福祉協議会と連携してボランティア活動の活性化を促進します。	Ⅰ～Ⅲ期	福祉グループ
地域活動への参加支援	● 住民が安心して地域活動に参加できるよう、一時保育や一時介護などの支援体制の強化を推進します。	Ⅰ期	福祉グループ
	● より多くの参加を促すよう、施設の開館時間の延長や、開催場所の多様化などを推進します。	Ⅰ～Ⅲ期	全グループ
	● 活動拠点の整備を検討します。また、学校や町の施設の開放を推進します。	Ⅲ期	
	● 企業等に対して、社員の地域活動への参加について理解を深めるよう、啓発活動を推進します。	Ⅱ期	生涯学習グループ

## 課題 8 家庭と社会参画の両立支援

家庭や地域における男女共同参画を推進するためには、家庭、仕事、地域などを両立させるための環境整備が必要です。

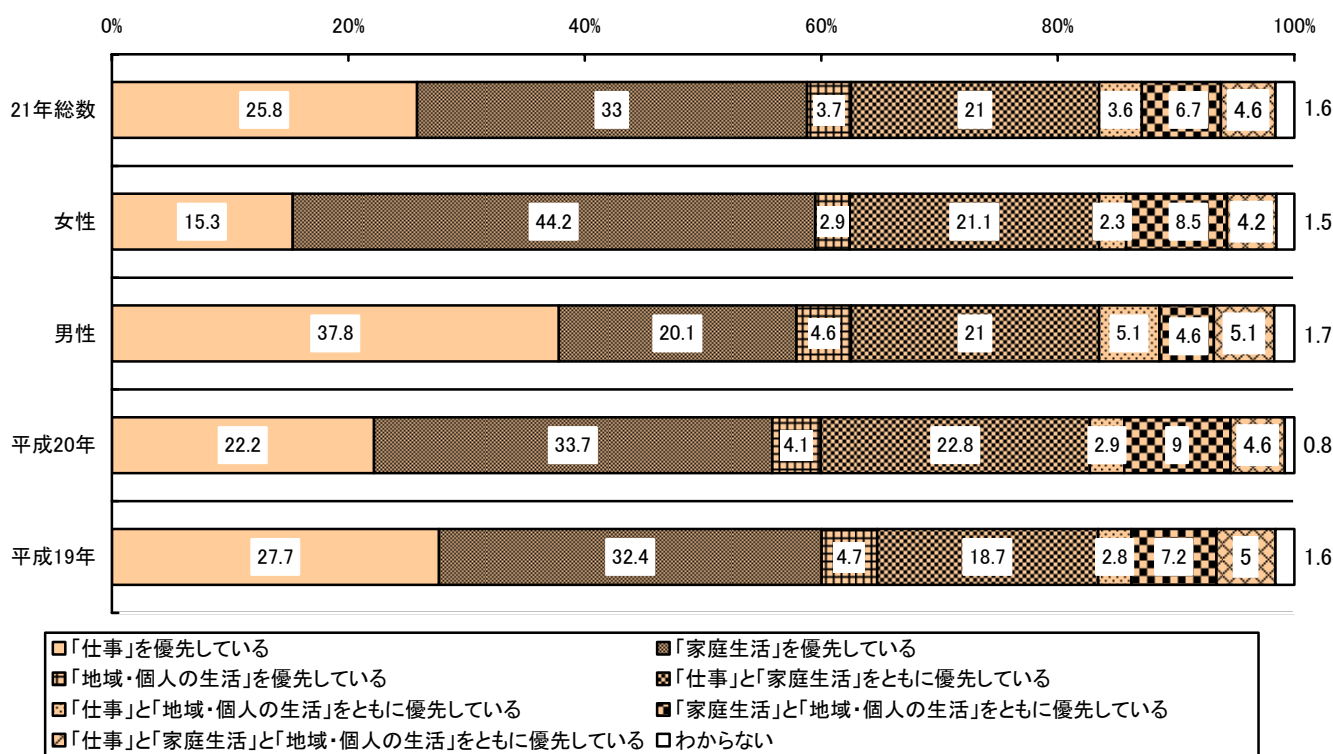
近年、経済の成熟化により労働条件は性別を問わず厳しくなっており、時間的な面からも家庭生活と社会参画の両立を図ることが困難になる一方で、家庭においても、育児や介護に関する問題の複雑化など、解決すべき問題がさらに増加しつつあります。

また、個人が家庭や仕事だけではない多様な生活や経験を楽しむためにも、家庭や仕事における個人の負担を軽減する施策を展開し、相互にささえ合うための社会的な仕組みを整備する必要があります。

そのため、既存の施策や制度の周知を図るとともに、それらを有効に活用できる条件整備を推進していく必要があります。

男性の地域活動への参加を促進するためには  
情報提供などの両立支援が必要です。

### ■ 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人生活」のかかわり方 ～ 現実（現状）



○男女参画社会に関する世論調査（平成19・20・21年／内閣府）

## 基本的方向(1) 多様なニーズに対応した育児支援方策の充実

育児の負担を軽減し、社会参画との両立を図るため、既存の保育サービスのより一層の普及・活用を図るとともに、多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。

具体的施策	施策の説明	実施期間	担当部署
育児支援方策の充実	● 次世代育成支援対策推進行動計画に基づく育児支援を推進します。	I 期	福祉グループ
	● 多様なニーズに対応した保育サービスを推進します。	～II 期	
	● 乳幼児に対する健康診査の充実を図ります。	I 期	すこやか環境グループ
育児を担う母親に対する支援	● 母親同士が気軽にコミュニケーションができる場所の充実を図ります。	II～III 期	福祉グループ
	● ボランティア、子育て支援団体等と連携した子育て支援ネットワークの構築を促進します。	II～III 期	生涯学習グループ
育児に関する法制度の啓発活動	● 育児・介護休業法など、育児に関する法制度の住民への周知を図り、男性が育児休業を取得しやすい環境の整備を促進します。	I 期	住民グループ
	● 企業に対して、社員の育児休業に対する理解を深めるよう、啓発活動を推進します。		生涯学習グループ



## 基本的方向(2) 高齢化に対応した介護支援方策の充実

高齢化社会の進行に伴い、要介護高齢者の数が増加する中、男女の高齢者が安心して暮らせるための介護環境の整備を推進します。要介護者本人への支援と同時に、家族介護者等の介護負担の軽減に向けた支援の充実を図ります。

具体的施策	施策の説明	実施期間	担当部署
介護支援方策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進めます。</li> </ul>	～Ⅱ期	保険年金グループ
介護に関する総合的な相談・支援機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域包括支援センターでは、地域の総合相談窓口として介護や福祉や保健、高齢者虐待防止、消費者被害等のさまざまな相談に応じ関係機関と連携しながら、課題の解決を図っています。このセンターの体制強化と、相談窓口の周知に努めます。</li> </ul>	～Ⅱ期	保険年金グループ
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の身近な介護施設で、施設の見学や講演会、介護者の交流を図ります。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認知症高齢者や家族が安心して生活を送ることができるよう、認知症に対する理解を深めるための普及・啓発に努めます。</li> </ul>		
介護に関する法制度の啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 育児・介護休業法など、介護に関する法制度の住民への周知を図り、男性が介護休業を取得しやすい環境の整備を促進します。</li> </ul>	Ⅰ期	生涯学習グループ
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業に対して、社員の介護休業に対する理解を深めるよう、啓発活動を推進します。</li> </ul>		

### 基本的方向(3) 社会参画との両立を可能とする環境整備

安心して子どもを産み育て、あるいは高齢者の介護をしながら働き続けることができるよう、育児・介護休業法の周知及び定着を図るとともに、必要な支援を推進します。

具体的施策	施策の説明	実施期間	担当部署
社会参画と生活との両立支援	● 住民や企業に対して育児休業制度や介護休業制度に関する啓発活動を推進します。	I期	生涯学習グループ
	● 家庭生活と社会参画の両立に関する制度について情報提供を推進します。	II期	生涯学習グループ
	● ボランティア等と連携して、地域の互助によって育児や介護をささえるシステムの整備など、支援体制の強化に努めます。	III期	福祉グループ

## 課題 9

### 生涯を通じて安心して暮らせる生活環境の整備

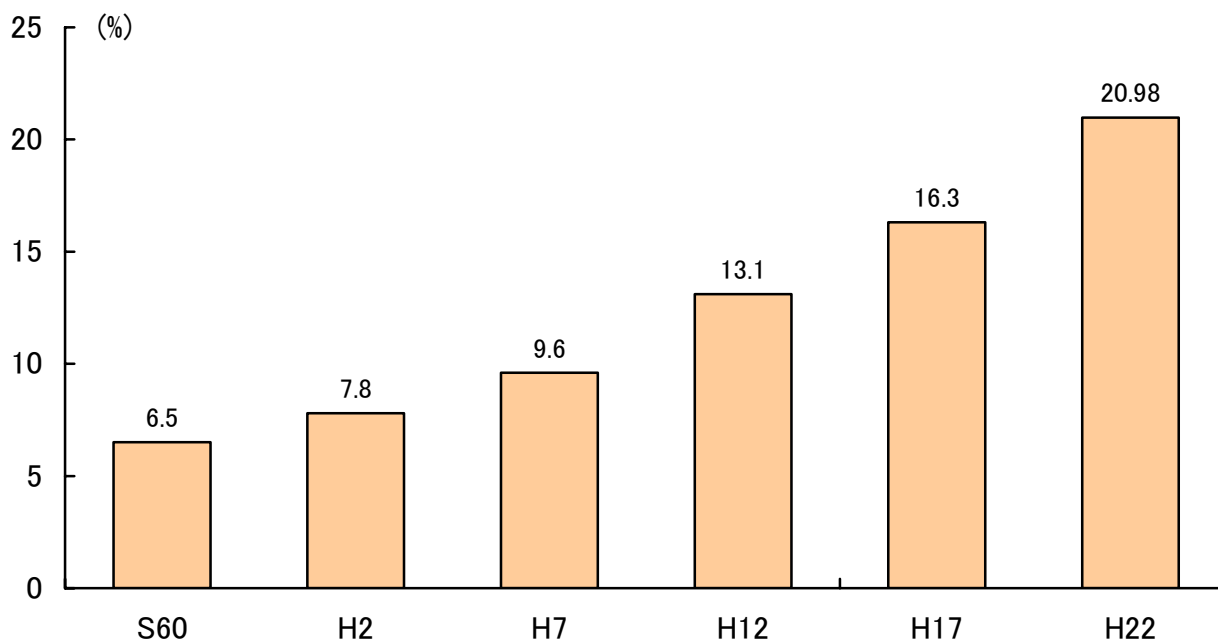
私たちがそれぞれの価値観に応じて自由で豊かな生活を送るためには、社会的にも経済的にも安定した生活環境が必要です。しかし、高齢者や障がい者など社会的、経済的に不安定な状況下にある方も多く、すべての人が安定した生活を送れているとはいえません。

そのため、こうした方々についてさまざまな面から生活の安定に向けた支援を充実させていく必要があります。

また、社会的に不安定な状況下にある方々の介護等の負担についても女性に偏っているのが現状であり、これらの問題の解決は家庭や地域における女性の過重な負担を軽減する上でも非常に重要なことです。

播磨町でも高齢化率が20%を超えています。

■高齢化率の推移（播磨町）



○国勢調査（昭和60年、平成2年、7年、12年、17年、22年）

注）高齢化率：65歳以上人口／全人口

## 基本的方向(1) 高齢者の自立に向けた支援

高齢者が生きがいを持って積極的に社会参画することができるよう、多様な学習機会を提供するとともに、長年つちかってきた知識や経験、技能等を活用して地域活動に主体的に参加し、地域社会における役割を担うことができるよう支援します。

また、高齢者がその能力を有効に発揮できるよう、多様な就業ニーズに対応した雇用・就業環境の整備を推進します。

具体的施策	施策の説明	実施期間	担当部署
高齢者の社会参画の促進	● 生きがいを持って生活できるよう、学習機会や学習情報の提供など、生涯学習の充実を推進します。	～Ⅱ期	生涯学習グループ
	● 高齢者の社会参画を支援するため地域活動に関する情報提供を推進します。	Ⅱ期	生涯学習グループ
	● 関係機関と連携し、高齢者の就業に関する情報提供などの支援を推進します。	—	住民グループ
高齢者の自立の支援	● 高齢者が自立した生活を送れるよう、健康教育、健康相談などの充実を図ります。	～Ⅲ期	すこやか環境グループ
	● 民生委員児童委員に対する研修会等を通じて、地域における相談機能の充実を図ります。	Ⅰ期	福祉グループ
	● 健康や年金など高齢者の生活に関する問題に対応するための相談体制の充実を図ります。	Ⅱ期	保険年金グループ

## 基本的方向(2) 社会的に不安定な状況下にある人の生活支援

ひとり親家庭や障がい者又はその家族など、経済的に自立する上で不利な状況にある方に対して、生涯にわたる生活の安定に向けて総合的な支援を行うほか、社会の中で孤立することなく、家庭や地域の中で安心して生活できるよう、相談体制や福祉サービスの充実を図ります。

具体的施策	施策の説明	実施期間	担当部署
総合的な支援方策の充実	● 関係機関と連携し、就業に関する情報提供や相談など、就業に関する総合的支援を推進します。	—	住民グループ
	● 児童扶養手当や医療費助成などの福祉サービスの充実を図ります。	Ⅱ期	福祉グループ 保険年金グループ
	● 障害者計画により障がい者の生活安定と自立支援、家庭介護者に対する支援を推進します。	—	福祉グループ
相談体制の充実	● 関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。	Ⅱ期	福祉グループ
	● さまざまな福祉サービスについて情報提供を推進します。	Ⅰ期	
	● 民生委員児童委員に対する研修会を実施し、地域における相談機能の充実を図ります。	Ⅰ期	
社会参画機会の提供	● 社会福祉協議会と連携してボランティア活動の機会の提供を推進します。	Ⅱ期	福祉グループ

## 基本的方向(3) 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりの推進

高齢者や障がい者をはじめ、すべての住民が安全で安心した暮らしを続けることができるまちづくりや住環境整備を推進します。

具体的施策	施策の説明	実施期間	担当部署
地域の安全・安心の確保	● 安全パトロールの実施や、ボランティアによる地域安全活動の実施を促進します。	—	危機管理グループ
	● 地域防災拠点の整備を推進します。	～Ⅱ期	危機管理グループ
	● 福祉サービスの拠点となる施設や機能の充実を図ります。	～Ⅱ期	福祉グループ
	● 住民に対して防犯に関する啓発活動を行い、自主的な防犯活動などの実施を促進します。	—	危機管理グループ
バリアフリーなまちづくりの推進	● バリアフリー基本構想に基づく事業計画の策定を検討します。	Ⅱ～Ⅲ期	全グループ
	● 公共交通や公共施設、主要な街路等について、段差の解消等のバリアフリー化を推進します。	Ⅱ期	
	● 住宅のバリアフリー化などに対する助成を推進します。	～Ⅱ期	福祉グループ

## 目標 IV 就業の場における男女共同参画の促進・支援

性別にかかわらず自由に職業を選択し、その職業によって生活する機会を得る権利は、憲法においても保障されている基本的人権の一つです。職場において男女が共に自らの個性と能力を十分に発揮するためには、こうした権利が保障されるとともに、性別によって就業条件に格差が生じることがないように均等な機会と待遇が確保されなければなりません。

しかし、現在でも男女の就業条件には格差があるのが現状で、応募、採用、昇進など雇用のあらゆる場において女性の労働者がおかれている環境は、男性に比べて低い水準にあります。

そのため、雇用の場における男女の機会・待遇の均等を図るための啓発活動や各種の制度の整備を進めていく必要があります。

また、経済構造の変化や価値観・ライフスタイルの多様化に伴い、就業の場においても多様で柔軟な働き方が選択できるシステムが求められており、こうした新たな就業形態の浸透を図ることも、就業の場における男女共同参画を促進する上で重要なことであるといえます。

一方、農林水産業や商工業等の自営業では、家族従事者として女性が大きな負担を背負っていることが多いものの、その負担にみあった評価がなされていないほか就業と家庭の分離もあいまいなものになっています。こうした自営業に従事する女性の就業条件についても見直しを進め、仕事でも家庭でもより生き生きとした活動をすることができるよう、さまざまな環境を整備する必要があります。

### 課題

10. **職場における男女共同参画の促進**
11. **多様なライフスタイルに対応した就業環境の整備**

## 課題 10

### 職場における男女共同参画の促進

「男性は仕事、女性は家事・育児」といった男女の固定的役割分担意識にみられるように、女性が仕事を生活の中心としている場合は少なく、女性の社会進出は発展途上にあります。この背景には職場において男女に均等な機会や環境が整備されていないことに大きな要因があり、職場における男女共同参画社会の条件整備は、女性の社会進出を促進するだけでなく、家庭や地域における役割分担の改善を図る上でも非常に重要なことです。

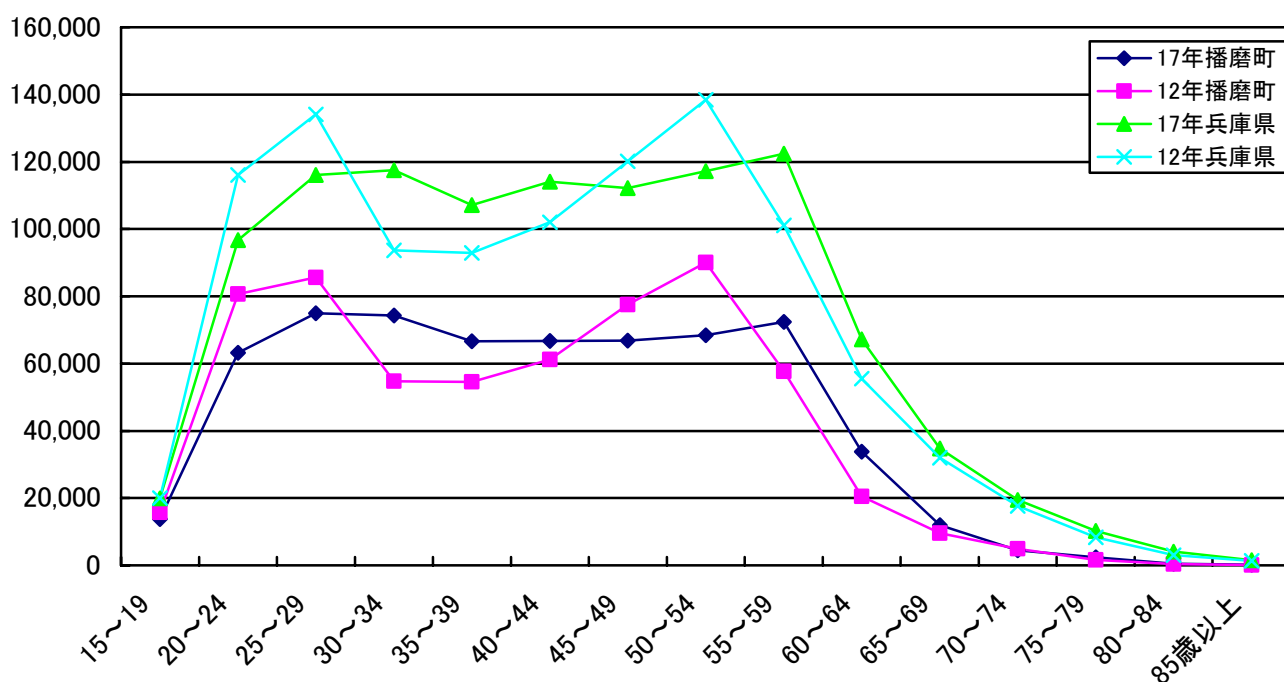
女性の就業者は、結婚、出産、育児期に減少する傾向があるものの、育児がある程度終わる時期以降は増加しており、女性が仕事を持っている割合は増加してきています。しかし、女性の結婚や出産に伴う退職が慣行として根強く残っていることなどから、男女間の就業条件の格差は依然大きなものがあります。

また、女性の職業領域は徐々に拡大していますが、管理職に占める女性の割合は低く、採用・昇進や職業能力の向上などの点においても、男女の就業機会には格差がある状況です。

こうした職場における男女間の就業条件の格差を是正し、個人の能力や個性に応じた自由な職業選択の機会が確保できるようさまざまな条件整備を進めていく必要があります。

女性の労働者は結婚・出産・育児期にあたる  
30～45歳の間で低下する傾向にあります。

■女性の労働人口（播磨町・兵庫県）



○国勢調査 平成 17・12 年 注) 労働力人口を示す。



## 基本的方向(1) あらゆる雇用の場における男女機会均等を促進

性別や妊娠、出産などが、就業上の差別に結びつかないよう、男女雇用機会均等法の趣旨や母性保護の理念等の浸透、定着に向けた啓発活動を推進します。

さらに、男女雇用機会均等法に基づく企業の自主的取組を促進し、人材の有効活用や経営の効率化につながる女性の管理職への登用について啓発活動を推進します。

具体的施策	施策の説明	実施期間	担当部署
住民に対する啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 男女雇用機会均等法をはじめ就業に関するさまざまな法制度や権利について、情報提供を推進します。</li> </ul>	—	住民グループ
企業への啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 就業に関する差別をなくすよう、啓発活動を推進します。</li> </ul>	—	生涯学習グループ
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業に対して、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、再雇用制度、パートタイム労働法などあらゆる法制度を順守するよう、啓発活動を推進します。</li> </ul>	—	住民グループ
働く女性に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自営業等の家族従事者を含め、女性の就業者に対して、就業や能力開発に関する情報提供を推進します。</li> </ul>	—	生涯学習グループ
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係機関と連携し、就業環境に関する相談体制の充実を図ります。</li> </ul>	—	住民グループ

# 課題 11

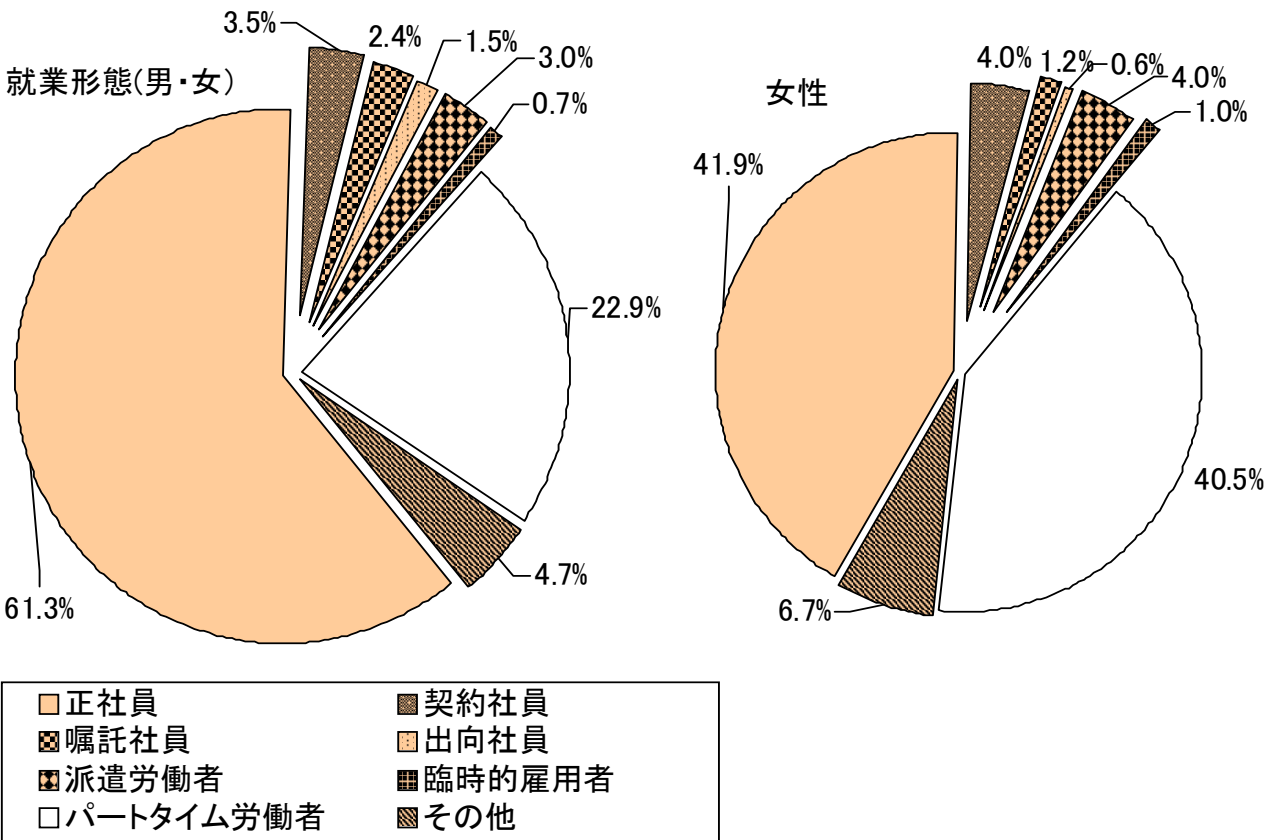
## 多様なライフスタイルに対応した就業環境の整備

個人のライフスタイルに応じた多様かつ柔軟な働き方を選択でき、それぞれの働き方に応じた労働条件が確保されることは、就業の場での男女共同参画を促進し、それぞれの個性や能力を十分に発揮することができる社会を築く上で重要な課題となっています。

仕事は安定した生活をおくる上でなくてはならない経済的な基盤です。そのため、それぞれのライフスタイルに応じた就業条件が整備されることは、就業とその他の生活を両立させる上で重要なことです。特に、育児や介護を抱える家庭で家族的責任を果たしながら仕事を継続していくことができる環境を整備するためには、多様な就業形態をより一層普及させる必要があります。

女性では正社員と、パートタイム労働者がほぼ同じ割合になっています。

■ 就業形態（全国）



○就業形態の多様化に関する総合実態調査（平成 22 年／厚生労働省）

## 基本的方向(1) 多様で柔軟な働き方に対する支援

多様なライフスタイルに応じた働き方を自由に選択することができるよう、企業等に対して労働条件の格差の解消について啓発するとともに、労働者に対する法律や制度等の情報提供、働き方に関する相談などを推進します。

具体的施策	施策の説明	実施期間	担当部署
労働者・企業に対する啓発活動の推進	● 再雇用制度やパートタイム労働法など多様な働き方について、労働者や企業に対する啓発活動を推進します。	—	住民グループ
相談体制の充実	● 国や県、関係機関と連携して相談体制の充実を図ります。	—	生涯学習グループ
新しい就業形態の定着に向けた支援	● 労働者へ多様な働き方に対する情報提供を推進します。	—	生涯学習グループ
	● 企業に対して多様な雇用制度を導入するよう啓発活動を推進します。	—	住民グループ

## 目標 V 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

配偶者等に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害でもあるにもかかわらず、これまでは「家庭内のこと」、「夫婦の問題」として、潜在化しやすく、そのため周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があったため社会的な認識や対策も十分ではありませんでした。配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、こうした女性への暴力は、女性を男性の従属的なものに追い込み、個人の尊厳を害し、男女共同参画社会の実現を妨げる重大な社会的問題です。

このような問題に向き合っていくために、平成 13 年 4 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が成立し、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護することが、国や地方公共団体の責務として位置づけられました。また、平成 16 年には、「配偶者からの暴力」の定義の拡大や都道府県による基本計画の策定義務、配偶者暴力相談支援センターによる被害者の自立支援内容の明確化など改正が行われました。

さらに、平成 20 年に施行された改正法においては、保護命令制度の拡充として、「電話等を禁止する保護命令」、「被害者親族等への接近禁止命令」が盛り込まれるとともに、市町村における取組を強化すべく、配偶者暴力相談支援センター機能の整備や配偶者等からの暴力防止に関する市町村基本計画の策定に努めることが定められています。

本町での配偶者等からの暴力に関する相談件数は横ばいの状況ですが、まだ表面化していない潜在的な問題は増加していると意識し、被害者支援のための施策の充実をはかる必要があります。

### 課題

12. 暴力を許さない意識づくりの推進
13. 相談体制の充実と安全確保
14. 自立のための総合的な支援

## 課題 12 暴力を許さない意識づくりの推進

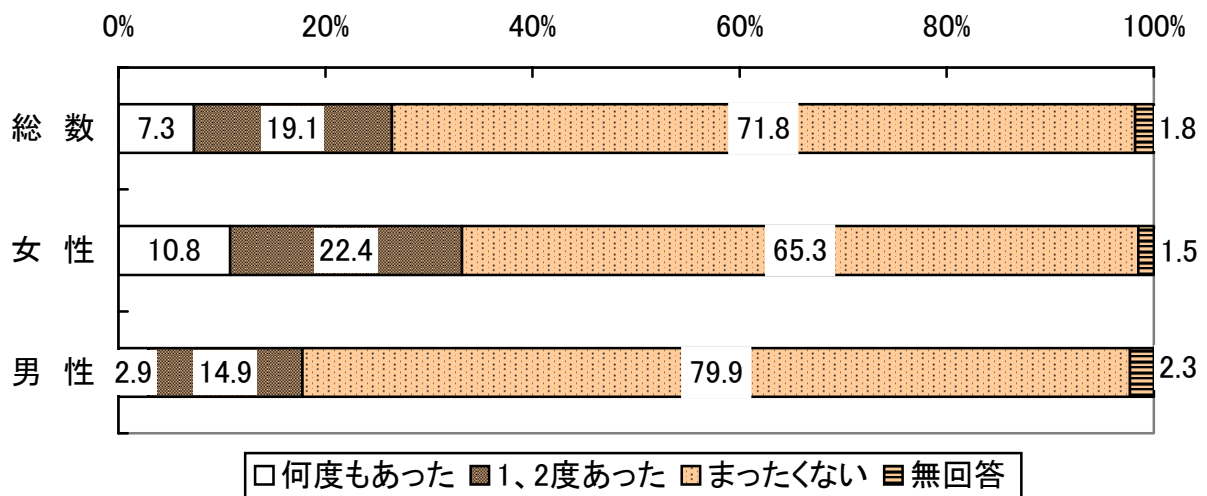
配偶者等からの暴力は、決して家庭内や個人的な問題にとどまるものではありません。それは、家庭や職場など社会における男女の固定的な役割分担、経済力の格差、男性優位の意識など、男女が置かれてきた歴史的な状況や、女性差別の意識に根ざした構造的な問題であり、社会全体で解決すべき課題です。そのため、暴力が起こる背景やDV防止法などについての周知・啓発を推進し、いかなる理由であれ、決して暴力は許されないという認識を社会全体に浸透させることが非常に重要です。

しかしながら、内閣府によるアンケート調査によると、配偶者等からの暴力の被害を「何度も受けた」という女性は10.8%に達しており、深刻な状況となっていることがわかります。また、受けた暴力被害について「相談しなかった(できなかった)」が、内閣府による調査においては61.0%に、兵庫県こころのケアセンターによる調査においては40%に達し、配偶者等からの暴力による被害者(以下、「被害者」という。)が自ら助けを求めることにためらっている状況であることがわかります。

今後も、社会全体に暴力を許さない意識づくりを行い、被害者が相談しやすい環境をつくるために、さらなる啓発に取り組んでいきます。

配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む)から、「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれかを一つでも受けたことがあるが26.4%です。

### ■ 暴力の被害経験



○男女間における暴力に関する調査(平成20年/内閣府)

## 基本的方向(1) 配偶者からの暴力を許さない意識づくりの推進

女性に対する暴力や女性の人権尊重について社会的認識を深めるための啓発活動を推進するとともに、女性への暴力問題に対応する関係機関への協力要請を推進します。

具体的施策	施策の説明	実施期間	担当部署
女性への暴力に関する啓発活動の推進	● DVを理解するための啓発や情報提供を推進します。	I 期	福祉グループ
	● デートDVについての啓発や情報提供を実施します。	I 期	学校教育グループ
	● 各種団体・企業に対して、女性への暴力を助長するような表現をなくすよう啓発活動を推進します。	I 期	生涯学習グループ
女性への暴力の防止策の充実	● 女性への暴力に対する情報収集、情報提供を推進します。	II 期	福祉グループ
	● 警察やボランティア団体と連携して、地域防犯体制の強化を推進します。	I 期	危機管理グループ
	● 女性への暴力の防止策の充実について警察に要請します。	I 期	
DV対策の推進	● DVに関する啓発活動を推進します。	II 期	福祉グループ 生涯学習グループ

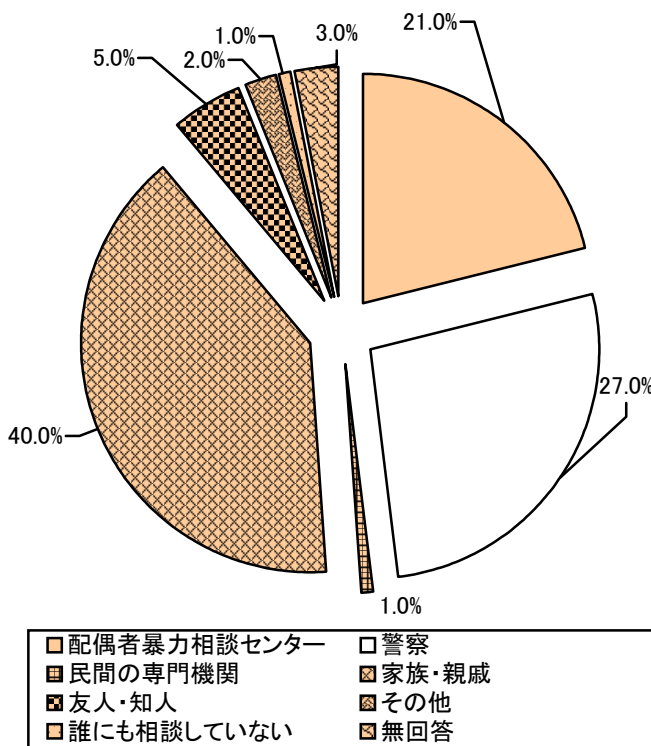
# 課題 13 相談体制の充実と安全確保

配偶者等からの暴力被害の深刻化を防ぐためには、暴力被害の兆候を早期に発見することが重要です。子どもの健診、被害者の心の病や怪我の治療、各種の相談窓口における相談をとおして、関係機関の職員が適切に把握し、被害者の状況に応じた支援窓口につなげることが、社会的な支援の第一歩として非常に重要な役割を担っています。

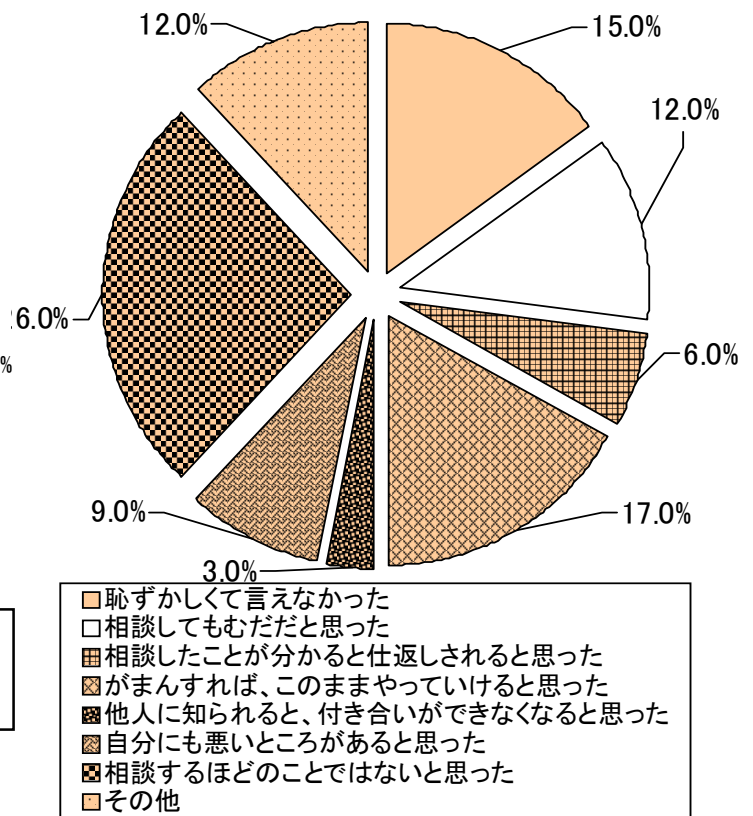
また、暴力被害は、本人の意識や社会的な理解が不十分なため、まだまだ潜在化している状況にあります。特に、逃げ出した後の経済的不安があるために逃げる決断ができないことが、暴力被害を拡大させる大きな要因ともなっています。被害者や周囲の人々が十分な相談ができること、また、被害者の安全で安心できる保護と自立への支援体制が確保されることが、暴力被害を最小限にとどめるために必要です。

このため、配偶者等からの暴力が潜在化しないよう、発見・通報が適切に行われる環境づくりに努め、住民にもっとも身近な公的機関として、今後も、各関係機関との連携に基づく、相談体制の充実と保護など被害者の安全の確保に努めていきます。

■ DV被害者の相談先内訳

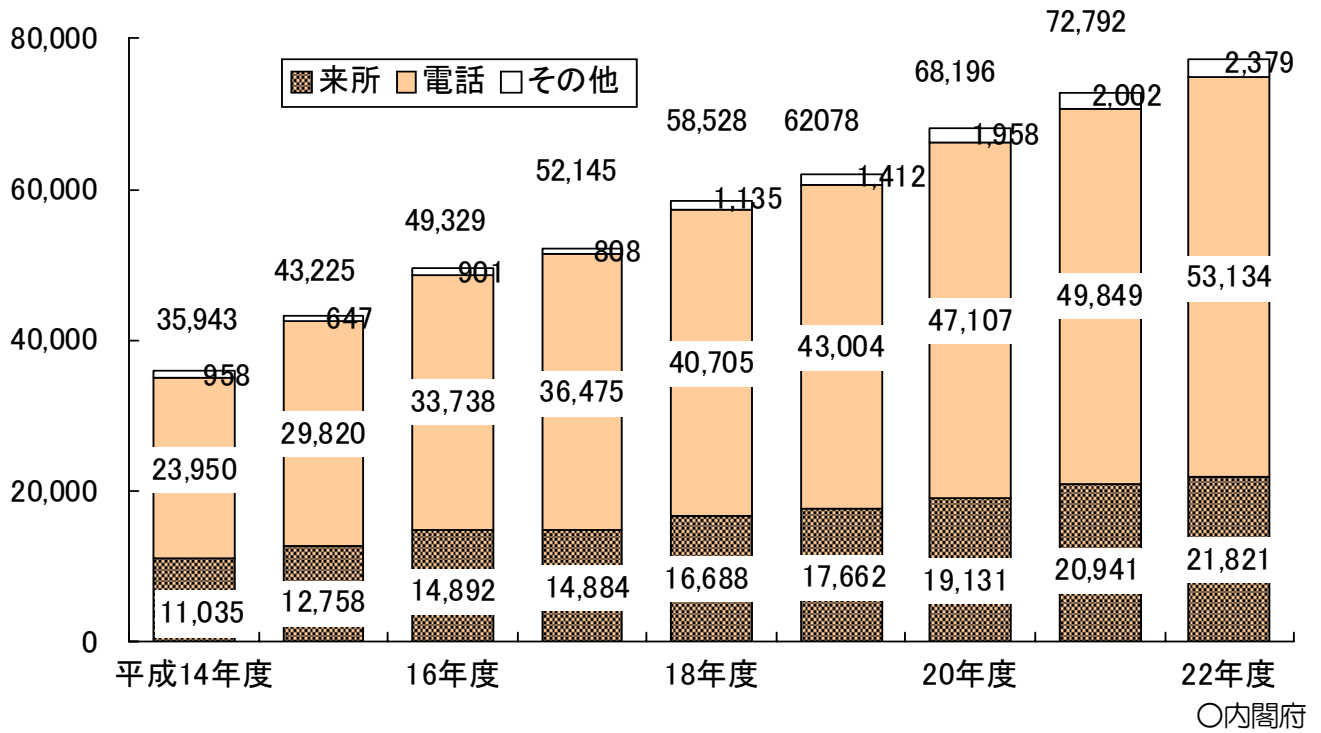


■ 相談できなかった理由

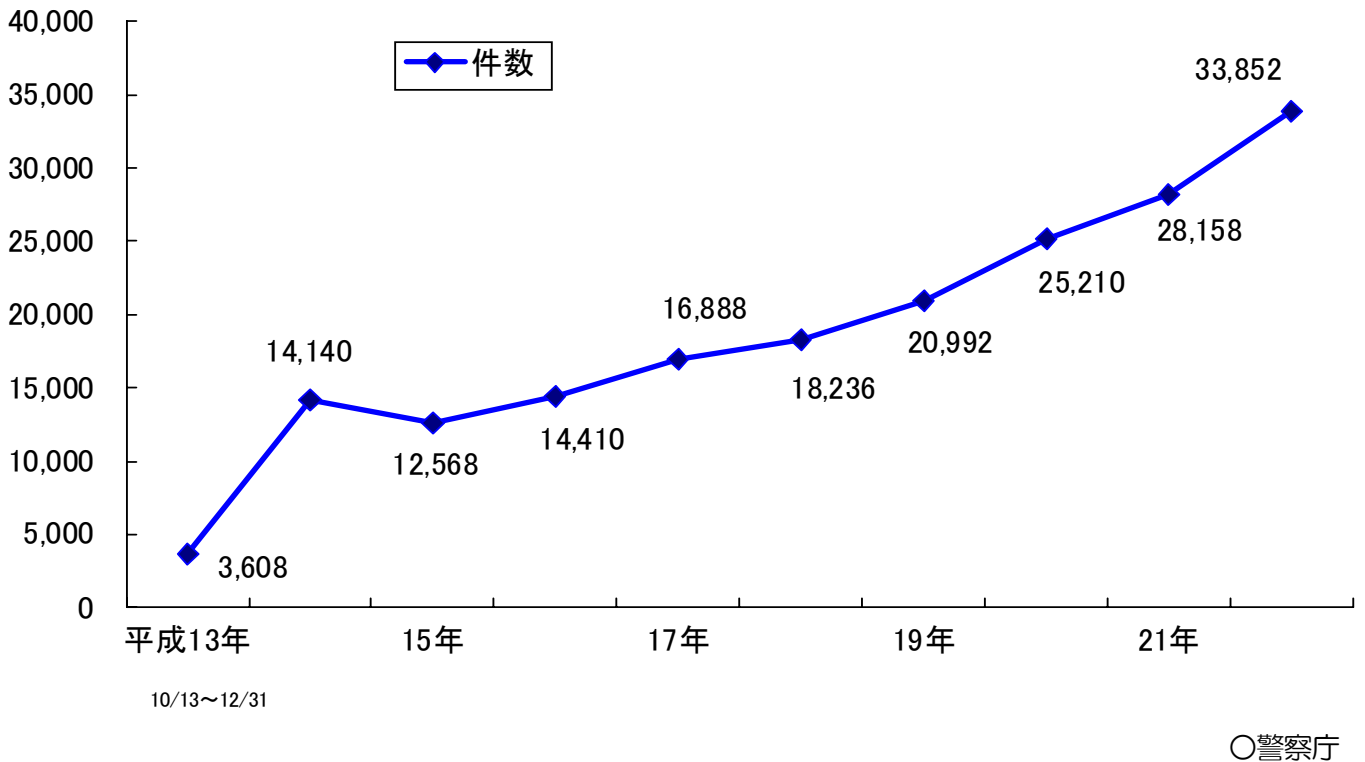


○兵庫県こころのケアセンター報告書（平成21年度版）

■配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



■警察における暴力相談等の対応件数



10/13~12/31

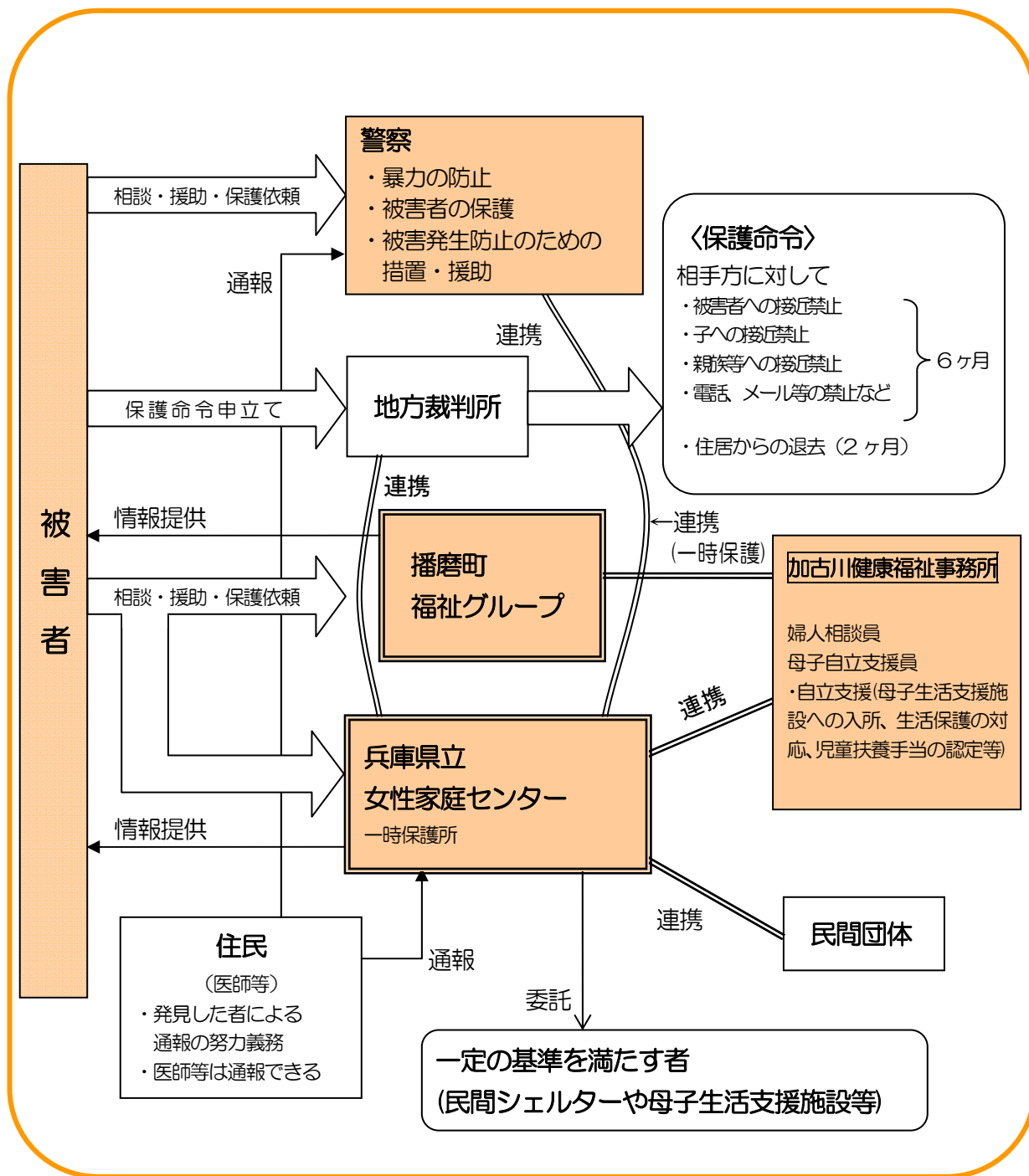


## 基本的方向(1) 相談しやすい環境と安全の確保

被害者自身が被害を受けているという認識がない場合もあるため、各種相談や赤ちゃん訪問事業などからも早期発見できるように、また、相談することをためらわないでできる環境づくりとあわせて警察や県と連携した安全の確保を行います。

具体的施策	施策の説明	実施期間	担当部署
早期発見のための体制整備	● 被害者が深刻な状況にならないよう、各種相談業務、こんには赤ちゃん事業及び子どもの健診などをとおして、DVの早期発見に努め、関係機関との連携を強化し、情報の共有化を推進します。	I 期	福祉グループ
	● 関係機関に対して、「DV 防止法」に基づく通報についての周知・定着に努めます。	I 期	
相談体制の強化	● 被害者からの相談のネットワーク化を図り、自身の安全と生活の安定に向けた助言を実施します。	II 期	福祉グループ
	● 相談機関の周知のため、PR カードなどを公共施設の窓口、医療機関へ配布します。	I 期	
緊急保護体制と安全の確保	● 警察や県など関係機関と連携、協力して被害者の安全の確保を図ります。	I 期	福祉グループ
総合的な調整機能の充実	● 窓口や相談業務担当間の情報連絡体制を強化し、緊急時における被害者の安全を確保するための方法など、それぞれの役割を生かした支援のネットワークを強化します。	I 期	福祉グループ 住民グループ
配偶者暴力相談支援センターの設置	● 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、配偶者暴力相談支援センターの設置を検討します。	III 期	福祉グループ

【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の概要（チャート）】



# 課題 14 自立のための総合的な支援

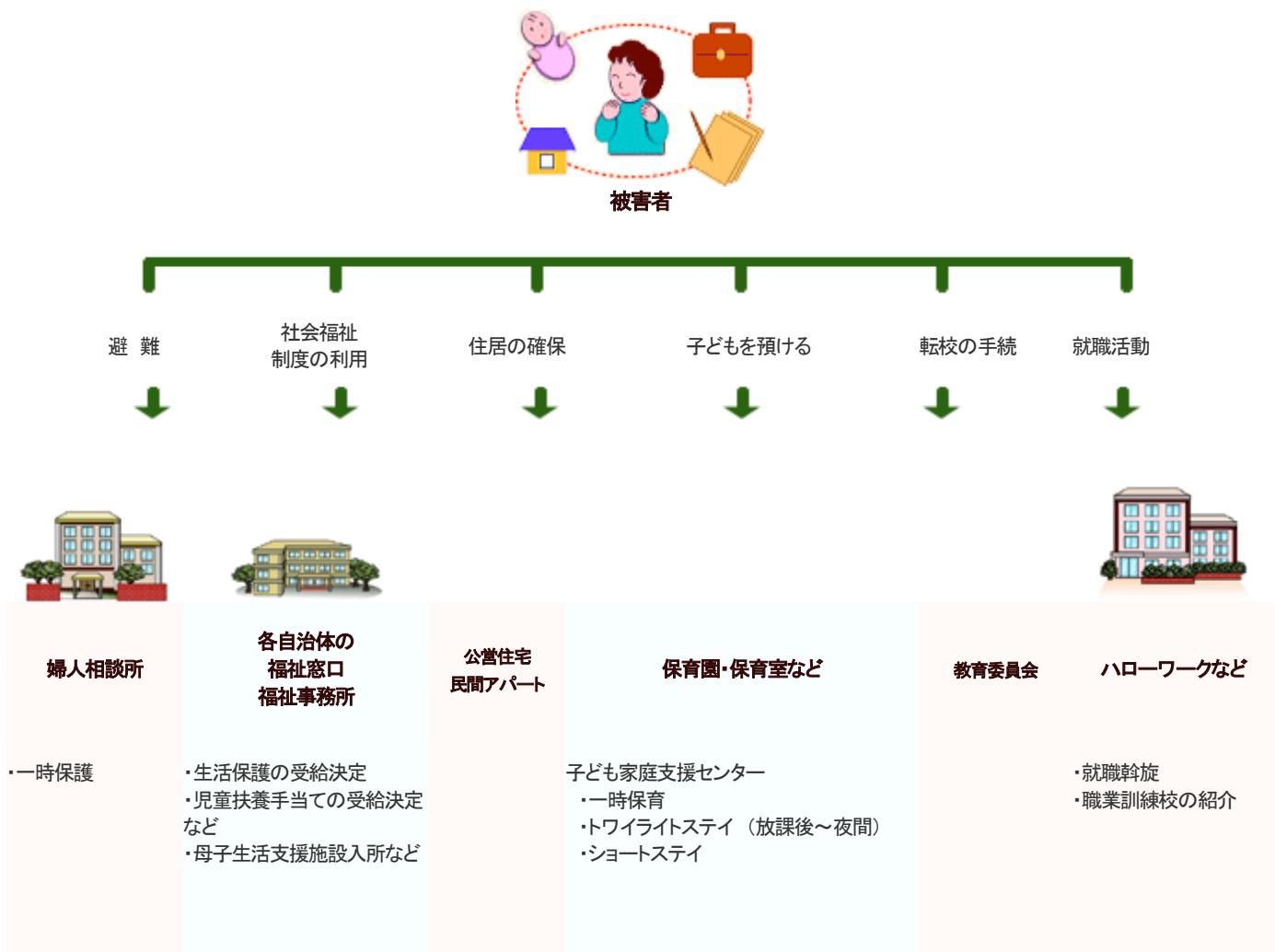
保護された被害者が暴力被害から抜け出し、社会での生活を営んでいくためには、住まいの問題や公的な援助の活用、就労支援、子育て支援などの総合的な支援策を必要とし、また、暴力被害が生じている家庭の子どもも、深刻な影響を受けていることに留意し、対策を講じる必要があります。

被害者が加害者の元から避難する際は、安全のため住民票を移せない場合が少なくありません。そのような特別の配慮を必要とする場合には、生活の支援、住居や就労先の確保など行政の支援が求められます。

また、DV 防止法に基づく保護命令制度の活用や、被害者が抱える離婚や子どもの養育費等の金銭的な問題を解決するための法的な対応についても、情報提供とともに必要な手続についての支援や県警機関への支援を行う必要もあります。

このため、被害者の状況やニーズに応じた適切な対応が取れる体制づくりを行っていきます。

## ■自立生活促進のための支援マップ



○配偶者からの暴力被害者支援者情報：内閣府男女共同参画局 HP データより

## 基本的方向（1） 自立生活のための総合的な支援の整備

保護された被害者が暴力被害から抜け出し、自立への道を歩むためには、関係機関で総合的な支援が必要であり、安全にかつ早急な対応ができる体制づくりを行っていきます。

具体的施策	施策の説明	実施期間	担当部署
住居・生活・経済面等の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日常生活、就業、住居等について各種制度を活用し、さまざまな支援体制などについての情報提供や関係機関との連絡調整を行い、被害者への自立支援に努めます。</li> </ul>	I 期	福祉グループ
安全安心への生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民基本台帳のほか、国民健康保険、介護保険、児童手当など、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署において、情報管理を徹底します。また、被害者やその子どもに対して適切な対応を行います。</li> </ul>	I 期	福祉グループ 住民グループ 保険年金グループ
心のケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被害者・加害者の心身の健康を回復するため、専門家による相談体制及び情報提供の支援の充実に努めます。</li> </ul>	II 期	福祉グループ

## 基本的方向(2) 関係機関との連携と人材育成の推進

配偶者等からの暴力の未然防止や被害者保護、自立等の支援を適切に行っていくためには、関連機関と密接に連携・協働することが重要です。

さらに、配偶者等からの暴力に関する理解が不十分なため、被害者をさらに傷つけるという二次被害が生じないよう、関係者に対する資質向上のための研修を充実する必要があります。

このため、関係機関とのさらなる連携強化と関係者に対する資質の向上を進めます。

資質の向上に当たっては、町独自で企画する研修のほか、国や県においても研修を実施するよう求め、関係職員のスキルアップを図ります。

具体的施策	施策の説明	実施期間	担当部署
関係機関とのネットワーク強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関により構成する「(仮称)播磨町DV被害者支援連絡協議会」を設置し、暴力の防止や被害者自立支援についての情報交換を行います。</li> <li>また、今後協議会構成メンバーを拡充し、あらゆる分野と連携を深め、情報の共有化を図り、被害者支援に努めます。</li> </ul>	Ⅱ期	福祉グループ
支援団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害者の緊急一時保護に重要な役割を果たしている民間シェルターなどの安定した運営を支援します。</li> </ul>	Ⅱ期	福祉グループ
関係者の資質向上と二次被害の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口対応する職員が、二次被害をおこさないよう職員等に研修を実施し、資質の向上を図ります。</li> </ul>	Ⅰ期	総務グループ

## 目標 VI

### さまざまな性的犯罪の防止と健康支援

職場・学校などで（法的な取決めがあるのは職場のみ）、「相手の意思に反して不快や不安な状態に追いこむ性的なことばや行為」をセクシュアル・ハラスメントといいます。

例えば、「職場に限らず一定の集団内で、性的価値観により、快不快の評価が分かれ得るような言動を行ったり、そのような環境を作り出すことを広く指して用いる」といった性別を問わない用例です。

そしてこのような用例を踏まえて、異性にとって性的に不快な環境を作り出すような言動（職場に水着写真を貼るなど）をすることや、自分の行為や自分自身に対して、相手が「不快」であると考えているにもかかわらず、法令による場合や契約の履行以外での接触を要求すること、同性同士で同様の言動をすることも含まれます。この場合、行為者が自己の行為をセクシュアル・ハラスメントに当たるものと意識していないことも多々あり、「認識の相違」と「個人の主観」に由来する人間関係の悪化が長期化、深刻化する例もまみられる。

今日では、生物学的な性別と性同一性とが異なるために、性別によって文化的・社会的な取扱いが区別されるような場面で、自己の同一性と異なる振る舞いや性役割を要求され精神的苦痛を被るといふ、性同一性障害を抱える人々の問題も、セクシュアル・ハラスメントを論ずる際に欠かすことができない視点となりつつあります。

#### 課題

- 15. **さまざまな性的犯罪の防止**
- 16. **生涯にわたる女性の健康支援**

## 課題 15

### さまざまな性的犯罪の防止

セクシュアル・ハラスメントは職場・学校などで（法的な取決めがあるのは職場のみ）、「相手の意思に反して不快や不安な状態に追いこむ性的なことばや行為」を指す。例えば、「職場に限らず一定の集団内で、性的価値観により、快不快の評価が分かれ得るような言動を行ったり、そのような環境を作り出すことを広く指して用いる」といった性別を問わない用例である。そしてこのような用例を踏まえて、異性にとって性的に不快な環境を作り出すような言動（職場に水着写真を貼るなど）をすることや、自分の行為や自分自身に対して、相手が「不快」であると考えているにもかかわらず、法令による場合や契約の履行以外での接触を要求すること、同性同士で同様の言動をすることも含まれる。この場合、行為者が自己の行為をセクシュアル・ハラスメントに当たるものと意識していないことも多々あり、「認識の相違」と「個人の主観」に由来する人間関係の悪化が長期化、深刻化する例もままみられる。

今日では、生物学的な性別と性同一性とが異なるために、性別によって文化的・社会的な取扱いが区別されるような場面で、自己の同一性と異なる振る舞いや性役割を要求され精神的苦痛を被るといふ、性同一性障害を抱える人々の問題も、セクシュアル・ハラスメントを論ずる際に欠かすことができない視点となりつつあります。

セクハラの種類・意味	小分類	具体的な行為
「対価型セクハラ」 (条件と引き替えに)性的関係の要求をする	なし	性的関係をせまる。 加害者は「給料を上げて欲しければ」「クビになりたくなければ」と言って、欲求行動の成功率を上げようとすることもある。
「環境型セクハラ」 行為がされることで、働きづらい環境が作られる行為の総称	視覚型	人前で、性的な記事の出ているスポーツ新聞を広げる。 相手の体を、なめまわすように見る等。
	発言型	性的な発言や質問をする。うわさを流す。 性的関係を迫る発言も含まれる。
	身体接触型	相手の背後を通り過ぎるたびに、身体の一部をさわる等。



## 基本的方向(1) セクシュアル・ハラスメント対策の推進

雇用、教育などあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するため、男女雇用機会均等法の徹底、相談体制の充実、啓発活動等の総合的な対策を推進します。

具体的施策	施策の説明	実施期間	担当部署
セクシュアル・ハラスメントに対する啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業や学校などあらゆる職場に対して、セクシュアル・ハラスメントに対する理解を深めるよう啓発活動を推進します。</li> </ul>	Ⅱ期	生涯学習グループ
セクシュアル・ハラスメントに対する相談・支援体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 兵庫県立男女共同参画センター・イーブンや警察、病院など関係機関と連携して、被害女性の保護体制の充実、社会復帰のための支援を推進します。</li> </ul>	Ⅱ期	福祉グループ
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 町の職員や民生委員児童委員などに対して研修を行い、相談しやすい環境づくりを推進します。</li> </ul>	Ⅱ期	福祉グループ 総務グループ

## 基本的方向(2) さまざまな性的犯罪に対する総合的防止対策の推進

性的犯罪、買売春、ストーカー行為等、さまざまな性的犯罪に対する防止対策を推進します。

具体的施策	施策の説明	実施期間	担当部署
性的犯罪に関する啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民の性的犯罪に対する理解を深めるため、警察等と連携して啓発活動を推進します。</li> </ul>	Ⅱ期	危機管理グループ
性的犯罪被害に対する支援・防止策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 性的犯罪の防止策の充実について警察に要請します。</li> </ul>	Ⅱ期	危機管理グループ
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被害女性の一時保護体制の充実を図ります。</li> </ul>	Ⅱ期	福祉グループ



## 課題 16

### 生涯にわたる女性の健康支援

女性は妊娠や出産を行う身体的機能があるため、男性とは違った健康上の問題に直面します。しかし、こうした女性の健康上の問題に関する認識は男女ともに薄く、女性への暴力や就業上の差別などの要因ともなっています。

そのため、女性の健康問題に関する啓発活動や女性の健康を保持・増進するための保健医療体制の整備など、総合的な取組を行う必要があります。

また、女性の健康問題を女性が自らコントロールすることができるような環境整備や女性の心の健康にも配慮した対策を推進する必要があります。

#### 基本的方向(1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発・教育の推進

リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての認識を広く社会に浸透させ、生涯を通じた女性の健康を支援する取組の重要性について男女が共に正しい知識を得るための施策を推進します。

具体的施策	施策の説明	実施期間	担当部署
リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>● 妊娠、出産、避妊、感染症、その他について、身体的、精神的、社会的に男女の健康を保障し、女性が「性と生殖における自己決定権」を持つことを尊重しようとするに対して理解を深めるよう啓発活動を推進します。</li></ul>	Ⅱ期	すこやか環境グループ
学校教育における性教育の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>● 教職員を対象とした研修などを実施し、性教育や健康の保持に関する教育の充実を図ります。</li><li>● 性や健康に関する資料や書籍の充実を引き続き実施します。</li></ul>	—	学校教育グループ

## 基本的方向（2） 生涯にわたる女性の心身の健康保持増進への支援

女性の生涯にわたる心身の健康保持に関する相談体制の充実や、自己の健康を適切に管理・改善するための教育・学習機会の提供を推進します。とりわけ、女性が中高年期以降を健康に過ごすことができるよう、健康診査、保健指導等による支援体制を整備するとともに、女性に多く見られる疾病等に対する予防対策を推進します。

また、母性保護の立場から妊娠から出産までの安全性及び母子の健康を確保するための保健医療体制の充実を図るとともに、不妊等の問題に対する相談体制の整備を推進します。

具体的施策	施策の説明	実施期間	担当部署
女性の健康問題に対する啓発活動・相談の推進	● 女性の健康問題に関する相談体制の充実を図ります。	～Ⅱ期	すこやか環境グループ
	● 女性特有の健康問題について、男性が認識を深めるよう、また、女性が自ら健康を保持し、病気を予防できるよう、住民への適切な情報提供と啓発活動を推進します。	Ⅱ期	
女性の健康保持に対する支援方針の充実	● 女性を対象とした健康診査の充実を図ります。	Ⅱ期	すこやか環境グループ
	● 健康保持に関する相談や、訪問指導員による健康指導を引き続き実施します。	—	
	● 住民に対して健康診査への受診を促す啓発活動を推進します。	Ⅱ期	
	● 健康の保持・増進を目的とした運動等を通じた健康づくり事業を推進します。	Ⅱ期	すこやか環境グループ
HIV／エイズや性感染症などの健康を脅かす問題への対策の推進	● 住民が正確な知識を得ることができるよう啓発活動を推進します。	Ⅱ期	すこやか環境グループ
	● 適切な医療情報の提供を行うとともに、相談体制の充実を図ります。	Ⅱ期	
	● 警察や関係機関との連携により、青少年に対して薬物問題等に関する啓発活動を推進します。	—	危機管理グループ 学校教育グループ



---

## 4. 推進体制の確立

---





## 4. 推進体制の確立

男女共同参画社会を実現するためには、本計画に基づき、各種の施策を総合的かつ効率的に実施する必要があります。そのためには、本町において計画の総合的かつ効率的に推進するための推進体制を整備し、施策の適切な進行と管理を行うことが重要です。また、町だけではなく、国や県の活動と協調するとともに、住民や企業、各種団体との連携を強化し、すべての主体がそれぞれの立場で自主的な取組を行うための枠組みを整備する必要があります。

こうしたことを踏まえ、本計画を推進するための以下のような推進体制を整備します。

### 計画の推進体制

- (1) 男女共同参画推進協議会（仮称）の設置
- (2) 男女共同参画庁内推進委員会（仮称）の設置
- (3) 計画推進のための連携強化
  - 国や県との協調
  - 住民の取組の支援
  - 企業の取組の促進
  - 各種団体との連携強化
- (4) 計画推進のための活動基盤の整備
- (5) 計画の改定

# 計画の推進体制

## (1) 男女共同参画推進協議会（仮称）の設置

男女共同参画社会の実現には、すべての主体の自主的な活動と協働が必要です。したがって、本町における男女共同参画社会の実現を、町のさまざまな主体が連携して総合的に進めるための専門機関として『男女共同参画推進協議会（仮称）』の設置を検討します。

『男女共同参画推進協議会（仮称）』は、■行政（町・教育委員会）、企業、各種団体（自治会、ボランティア団体）、住民など各主体の代表及び有識者、専門家によって構成し、■関係機関（国・県、その他施策の推進にかかわる機関）の調整、連絡、■各種団体との意見交換、■住民の意見集約などを行います。また、■施策全体の進捗を管理・監視し、■課題の抽出や施策の改善を図るなど、計画の総合的かつ効率的な推進を支援します。

## (2) 男女共同参画庁内推進委員会（仮称）の設置

男女共同参画の推進のための施策は、非常に多岐にわたっており、さまざまな庁内部局が関係します。また、男女共同参画に直接かわる施策だけではなく、すべての町の施策が男女共同参画に配慮したものでなくてはなりません。したがって、計画の実施内容の調整、適切な実施と管理、進捗状況の把握など、各種の施策を男女共同参画の視点で運用するための庁内体制を整備することが必要です。そのため、『男女共同参画庁内推進委員会（仮称）』を設置するなど、庁内の推進体制を整備します。『男女共同参画庁内推進委員会（仮称）』は、■庁内の各部局の代表によって構成し、■各部局の男女共同参画推進リーダーの育成や町職員への研修等の実施、■男女共同参画に関する調査研究・情報収集、■施策の進捗状況の把握（フォローアップ）、■男女共同参画の町内外へのPR（『男女共同参画宣言』の実施など）、■住民をはじめ各主体の活動支援など、円滑な施策の推進に必要な役割を担います。

## 《男女共同参画推進協議会（仮称）》

■施策の進捗管理・監視

■課題の抽出・施策の改善

【有識者・専門家】

意見交換・調整・連絡

【行政】  
【町・教育委員会】

《男女共同参画庁内推進委員会（仮称）》

- 男女共同参画リーダーの育成
- 調査研究・情報収集
- 施策の進捗状況の把握
- 男女共同参画のPR
- 各主体の活動支援

【住民】

【企業】

【各種団体】

協調

整備

活用

【国・県等】

整備

- 住民・各種団体等の活動の場
- 情報提供・資料閲覧等のコーナー
- 男女共同参画に関する総合的相談窓口
- 一時保育・一時介護等の施設・制度

《計画推進のための活動基盤》

### (3) 計画推進のための連携強化

- 国や県との協調

男女共同参画を推進するためには、国、県、町が相互に連携し、それぞれが独自性を持った施策を推進することが必要です。

法制度の改革や条例の制定などは主として国や県が行うものであるため、町ではこのような国や県の動きを速やかに取り入れ、町独自の視点からこれらの運用に当たるほか、計画の効果的な実施のために情報交換を行うなど国や県の取組との協調を図ります。また、国際的な動きについても情報を収集し、国際的な取組への貢献に努めます。

- 住民の取組の支援

男女共同参画の推進は、行政のみの力でできるものではありません。あらゆる分野での住民一人一人の自主的な取組が必要となります。

そのため、住民と行政との連携を深め、それぞれが自主的な取組を行えるようあらゆる情報提供や相談支援を推進します。

- 企業の取組の促進

男女共同参画をあらゆる場で実現するためには、企業においても積極的な取組を行う必要があります。

そのため、企業への情報提供や、企業の経営者・責任者との意見交換など、課題解決のための積極的な取組を促進します。

- 各種団体との連携強化

兵庫県は、阪神淡路大震災を契機として、ボランティア団体の活動が活発な地域です。本町でも、さまざまな住民のグループが活動をしています。

こうした地域社会のリーダーや活動の推進力となる各種団体と緊密な連携を取り、住民の自主的な活動を促すことは、計画を総合的に推進する上で非常に効果的かつ重要なことです。

そのため、各種団体との定期的な情報交換、各種団体のネットワーク化や活動の支援、施策実施における協力要請など、各種団体との連携強化を推進します。



## 相談・問い合わせ

さまざまな機関が相談や問い合わせをお待ちしております。お気軽にご相談下さい。

機関	問い合わせ先	内容	電話番号
播磨町	生涯学習グループ	男女共同参画に関すること	079-435-0565
	福祉グループ	DVに関する相談	079-435-2362
兵庫県立男女共同参画センター・イーブン	女性問題相談	女性に関する問題の解決及び社会参画の支援全般	078-360-8551
	男性問題相談	性格や男性の生き方（新しいライフスタイルづくり）、子育てや家族関係・職場や社会生活等における人間関係について	078-360-8553
兵庫県警察	性犯罪被害110番 レディスサポートライン	性犯罪被害に関して	078-351-0110
	ストーカー・DV対策室	ストーカー・DV被害について	078-371-7830
神戸地方法務局 兵庫県人権擁護委員連合会	女性の人権ホットライン	女性の人権に関して	0570-070-810
兵庫労働局雇用均等室	兵庫労働局雇用均等室	男女雇用機会均等法、育児・介護休業法に関して	078-367-0820
兵庫県立こどもの館	こどもの館 (幼児教育センター)	幼児教育（子育て）相談	079-266-4133
中央こども家庭センター		子どもと家庭のさまざまな問題についての相談	078-923-9966
兵庫県立女性家庭センター	(兵庫県配偶者暴力 相談支援センター)	配偶者からの暴力に関する相談について	078-732-7700

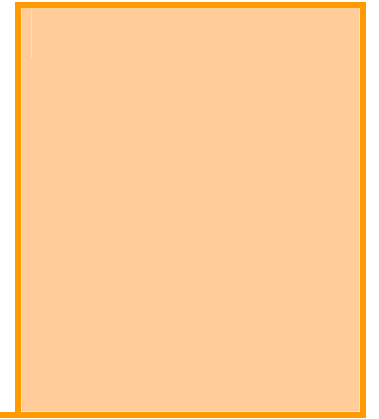
### (4) 計画推進のための活動基盤の整備

男女共同参画に住民をはじめすべての主体が積極的に取り組むことができるよう、■住民や各種団体等の活動の場、■情報提供・資料閲覧等のコーナー、■男女共同参画に関する総合的相談窓口の設置、■一時保育や一時介護の体制や施設など、男女共同参画に関する取組の活動基盤の整備を推進します。

### (5) 計画の改定

計画をより効果的かつ確実に推進するため、また、国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応した施策を事業に反映するため、必要に応じて計画の見直しを行い、事業の充実、事業実施時期の変更などの計画の改定を推進します。

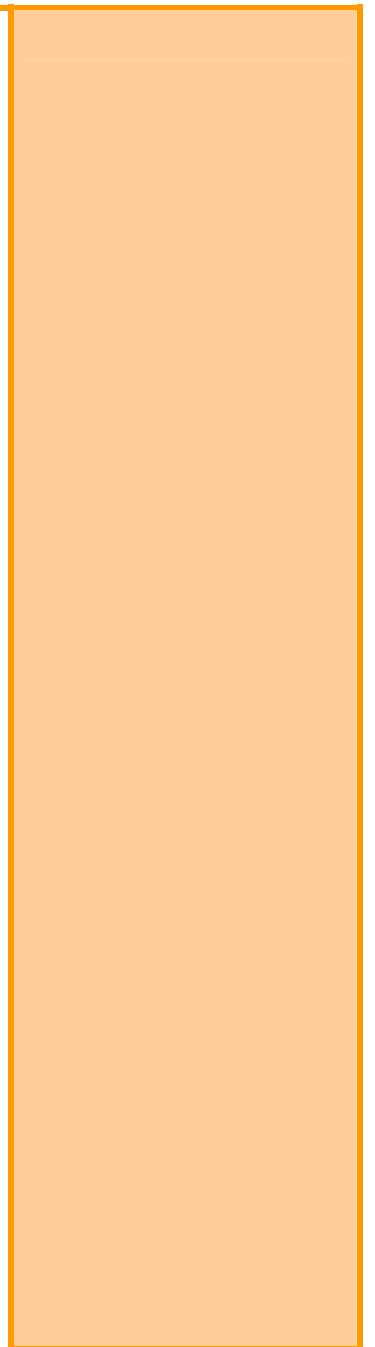




---

## 5. 資料編

---





## 用語解説

《 あ行 》

### ● 育児・介護休業法

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律は、育児休業及び介護休業に関する制度並びに子の看護休暇及び介護休暇に関する制度を設けるとともに、育児及び家族の介護をいやすくするため所定労働時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めるほか、育児又は家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること等により、このような労働者が退職せずに済むようにし、その雇用の継続を図るとともに、育児又は家族の介護のために退職した労働者の再就職の促進を図ることとしています。

### ● HIV/エイズ（ヒト免疫不全ウイルス/後天性免疫不全症候群）

HIVに感染し、発病するとエイズとなる。全身の免疫機構が破壊されて抵抗力がなくなるため病原性の弱い微生物が原因となって重い病気を起こすようになる。

《 か行 》

### ● 介護保険制度

介護を要する者が自立した生活を営むことができるよう、必要な介護サービスに係る給付を行う制度

《 さ行 》

### ● 再雇用制度

結婚、出産・育児・看介護などの理由で退職した女性をもとの職場で再雇用する制度

### ● 社会的性別(ジェンダー)

「男子・女子」という生物学的性差 (sex) に対し、社会的・文化的につくられた性別のこと。「男らしさ」、「女らしさ」など、それぞれの性にふさわしいとされる行動や態度のこと。

### ● 所掌事務

法令等により特定の権限を持つ機関で行う事務、業務

### ● 次世代育成支援対策推進行動計画

今後の子育て支援のための施策の基本的方向のことで、子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応し、すべての子育て家庭への支援をさらに推進することを目的としている。播磨町では平成 22 年からの 5 年間に計画期間とする「播磨町次世代育成支援対策推進行動計画後期計画」を平成 22 年に策定している。

### ● 児童扶養手当

保護者等と生計を同じくしていない児童を看護・養育している場合に、その養育者に支給される手当

### ● 女性のエンパワーメント

女性が政治、経済、社会、家庭などのあらゆる分野で自分のことは自分で決め、行動できるように力をつけ、能動的に活動しようとする概念 第 4 回世界女性会議において女性の地位向上のためのキーワードとして強調された。

### ● 身体的暴力

なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなど身体に対してする暴行

### ● 心理的攻撃

人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、あなたの家族に危害を加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫

### ● 性的強要

嫌がっているのに性的な行為を強要すること。

## ● セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせ。相手側の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応により、解雇、降格など、仕事を遂行する上で一定の不利益を与えたり（対価型）、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること（環境型）

## ● 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

過去の社会的・構造的な差別によって現在不利益をこうむっている集団（女性や人種のマイノリティ）に対して、一定の範囲で特別な機会を提供することにより、実質的な機会均等を実現することを目的とした暫定的な措置

《 た行 》

## ● 対応件数（暴力相談等）

都道府県警察において、配偶者からの暴力事案を相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知・対応した件数

## ● 男女共同参画社会基本法

男女の人権が尊重され、かつ、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するため、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された。

## ● 男女共同参画週間

毎年6月23日から6月29日までの1週間において、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施する。

## ● 地域包括ケアシステム

地域住民に対し、保健サービス（健康づくり）、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携、協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組みです。

## ● 地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関である。

## ● デートDV

配偶者等は含まない、交際相手への肉体的・精神的暴力などのこと。

## ● DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者、元配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある男女間における肉体的・精神的暴力のことを言います。

## ● トライやるウィーク

兵庫県教育委員会が中心となって実施している体験学習機会。ふだん学校ではできないことや、生徒がやってみたいと思うことを、一週間学校を離れて存分に挑戦する。

《 な行 》

## ● 二次被害

当初受けた被害（一次被害）に対して、制度や施設や人々の反応を介して被害者にあらわれる被害

《 は行 》

## ● 配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力防止法に基づき、都道府県の婦人相談所など適切な施設が、支援センターの機能を果たしています。市町村が設置している支援センターもあります。平成23年4月現在、全国の支援センターの数は201か所（うち市町村の支援センターは28か所）となっています。

## ● パートタイム労働法：「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」

パートタイム労働者の福祉の増進を図ることを目的として、事業主が講ずるべき措置を定めた法律

## ● バリアフリー基本構想

住民・事業者・行政が一体となって、障がいの有無にかかわらず、誰もが安全に安心して移動でき、自立した日常生活を送れるまちづくりの推進を目指すために、バリアフリー化の基本的な考え方および整備方針などを示すものです。

基本構想では、駅などの旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者などが利用する施設が集まった地区（重点整備地区）を設定し、その建築物、旅客施設、道路、都市公園などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進することとされています。

播磨町では、重点整備地区として、町内でも特に重点的・優先的に整備を行う必要がある「播磨町駅周辺」を想定し、播磨町駅やその周辺の歩道や施設等のバリアフリー化を目指します。

## ● 法識字（リーガル・リテラシー）

自分にはどんな権利があり、その権利を行使するために、どのように手続きすればよいかを理解する能力、つまり、そのための法律や関連制度の存在を知り、その知識を使いこなすことのできる能力のこと。

《 ま行 》

## ● 民間シェルター

民間団体によって運営されている暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設です。現在民間シェルターでは、被害者の一時保護だけに止まらず、相談への対応、被害者の自立へ向けたサポートなど、被害者に対するさまざまな援助を行っています。NPO法人や社会福祉法人等の法人格を持っているところや、法人格を持たない運営形態を取っているところもあります。各都道府県・政令指定都市が把握している民間シェルターを運営している団体数は全国で99（平成22年11月現在）です。民間シェルターは被害者の安全の確保のため、所在地が非公開になっています。

## ● メディア

テレビ、ラジオ、新聞、本・雑誌、広告など情報を伝える媒体の総称

## ● メディア・リテラシー

メディアを主体的に分析・評価し、メディアにアクセスし、多様な形態でコミュニケーションを創りだす力を指す。また、そのような力の獲得をめざす取組もメディア・リテラシーという。

《 ら行 》

## ● リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

妊娠、出産、避妊、感染症、その他について、身体的、精神的、社会的に男女の健康を保障し、女性が「性と生殖における自己決定権」を持つことを尊重しようとする考え方

# 男女共同参画社会基本法〔平成11年6月23日法律第78号〕

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条—第12条）

### 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

### 第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### （男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

#### （政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### （家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### （国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。



(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響

を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

〔平成13年4月13日法律第31号〕

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条・第2条）

#### 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）

### 第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条—第5条）

### 第3章 被害者の保護（第6条—第9条の2）

### 第4章 保護命令（第10条—第22条）

### 第5章 雑則（第23条—第28条）

### 第6章 罰則（第29条・第30条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第1章 総則

#### （定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

#### （基本方針）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助

を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び寡婦

福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞（しゆう）恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。



5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第一号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方に対しては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第3条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第3条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場

合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

- 2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。  
(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
  - 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

#### 第六章 罰則

第29条 保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

# 播磨町男女共同参画行動計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本町における男女共同参画社会の形成を総合的に推進する基本的な計画として、播磨町男女共同参画行動計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、その基本となる事項及び主要な課題等について検討するため、播磨町男女共同参画行動計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 専門的な知識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 前2号に掲げる者の他、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生涯学習グループにおいて処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 播磨町男女共同参画行動計画検討委員会委員名簿

氏 名	所 属
吉 原 恵 子	兵庫大学教授（学識経験者）
杉 原 洋 子	女性団体代表
亀 尾 司 朗	商工会事務局長
稲 岡 和 代	P T A代表
阪 本 雅 子	人権関係団体代表
亀 田 龍 昇	民生委員児童委員代表
原 堅	校長会代表

### 事務局（生涯学習グループ）

氏 名	職 名
川 崎 邦 生	統括
木 村 詳 司	リーダー
柏 木 雅 俊	リーダー
一 井 喜 範	派遣社会教育主事
生 頼 美代子	主任

---

●発行 播磨町教育委員会

〒675-0182 兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号

TEL (079) 435-0565

---